

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成18年7月



株式会社インフォーマート

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式469,200千円(見込額)の募集及び株式690,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式138,000千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成18年7月6日に、関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社インフォーマト

東京都港区浜松町一丁目27番16号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

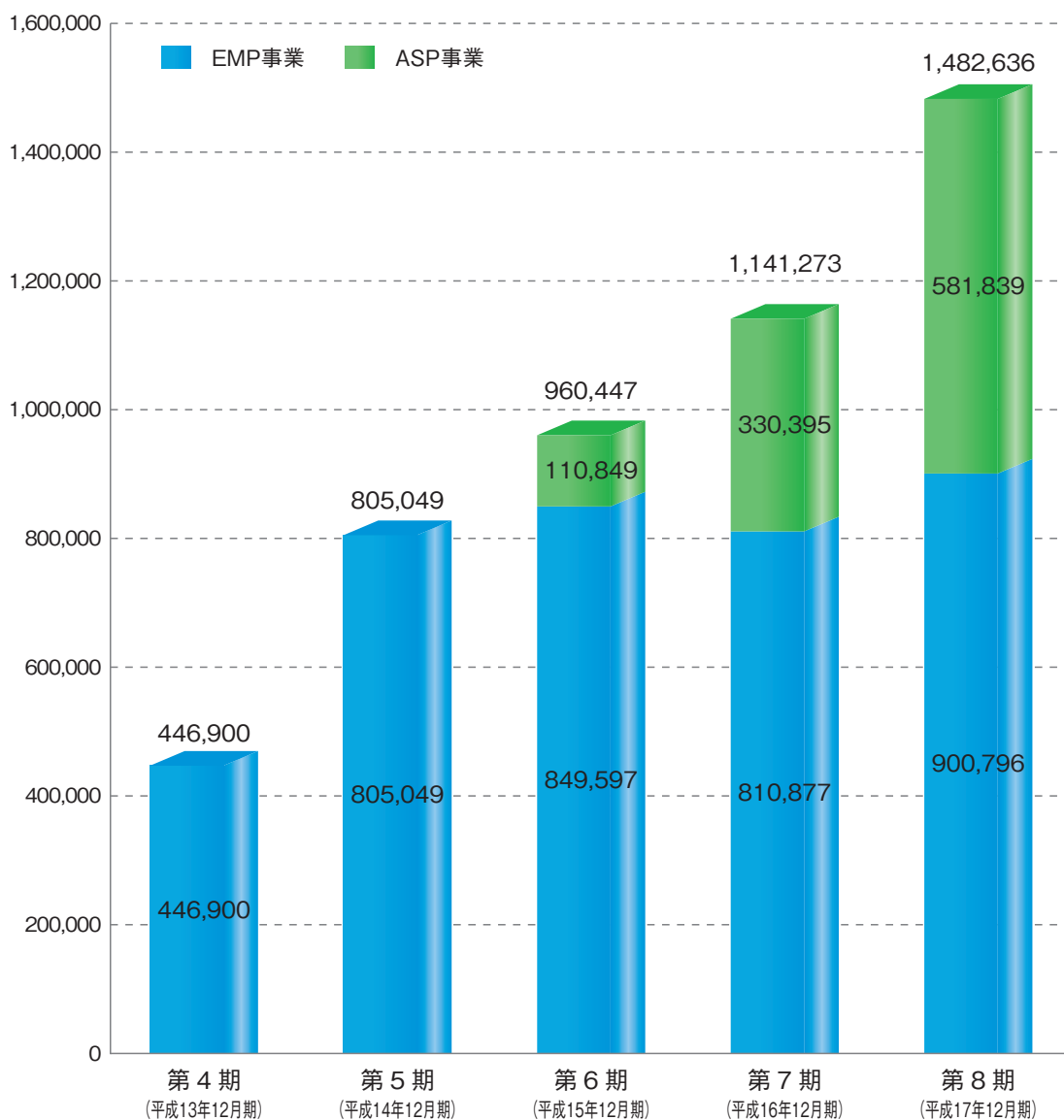
1. 事業の概況

当社は、インターネットを活用したフード業界のBtoB-EC（企業間電子商取引）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォーマット）」を運営し、顧客ニーズを最大限重視したビジネスツールを提供しております。

当社の事業は、食品食材市場「eマーケットプレイス」（平成10年6月開始）を運営する「EMP事業」及びフード業界専門の「ASP受発注システム」（平成15年2月開始）、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」（平成17年4月開始）を提供する「ASP事業」の2つの事業で構成されております。また、上記の3つのシステムは、利用企業のシステム活用がより効率的かつ効果的なものになるためにお互いが連動する仕組みになっております。

◆売上高の推移

（単位：千円）



2. 業績等の推移

◆主要な経営指標等の推移

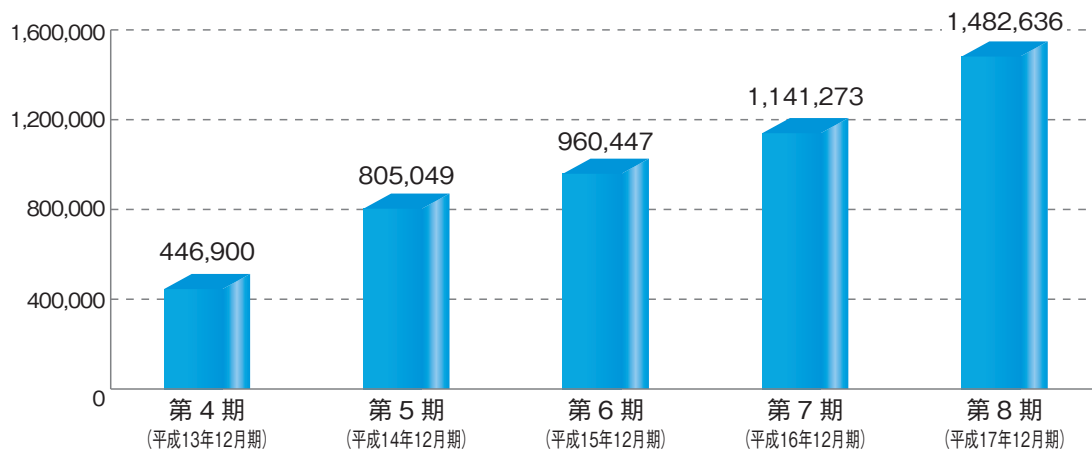
回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月
売上高 (千円)	446,900	805,049	960,447	1,141,273	1,482,636
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△281,666	△57,662	60,352	143,203	292,260
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△305,709	△66,547	91,026	303,558	174,633
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	564,650	564,650	564,650	564,650	564,650
発行済株式総数 (株)	5,636	5,636	5,636	5,636	28,180
純資産額 (千円)	362,008	295,460	386,487	690,046	864,679
総資産額 (千円)	578,172	602,452	808,691	1,077,997	1,271,327
1株当たり純資産額 (円)	64,231.41	52,423.76	68,574.73	122,435.43	30,684.16
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	1,860.00
(内、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△59,344.87	△11,807.64	16,150.97	53,860.69	6,197.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.6	49.0	47.8	64.0	68.0
自己資本利益率 (%)	—	—	26.7	56.4	22.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	30.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	178,665	423,744
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△143,726	△203,278
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△15,075	△85,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	163,912	299,377
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	49 (10)	57 (11)	58 (16)	68 (13)	80 (16)

- (注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 当社は、子会社及び関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期及び第5期においては、新株引受権の残高がありますが、当期純損失が計上されているため記載しておりません。第6期、第7期及び第8期においては、新株引受権残高及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
5 第4期及び第5期の自己資本利益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6 株価収益率は、当社株式が非上場のため記載しておりません。
7 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。
8 第6期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
9 第7期及び第8期の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
10 当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の作成上の留意点について」(平成18年4月28日付 東証上審第178号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。なお、第4期、第5期及び第6期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月
1株当たり純資産額 (円)	12,846.28	10,484.75	13,714.95	24,487.09	30,684.16
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△11,865.78	△2,361.53	3,230.19	10,772.14	6,197.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	1,860.00

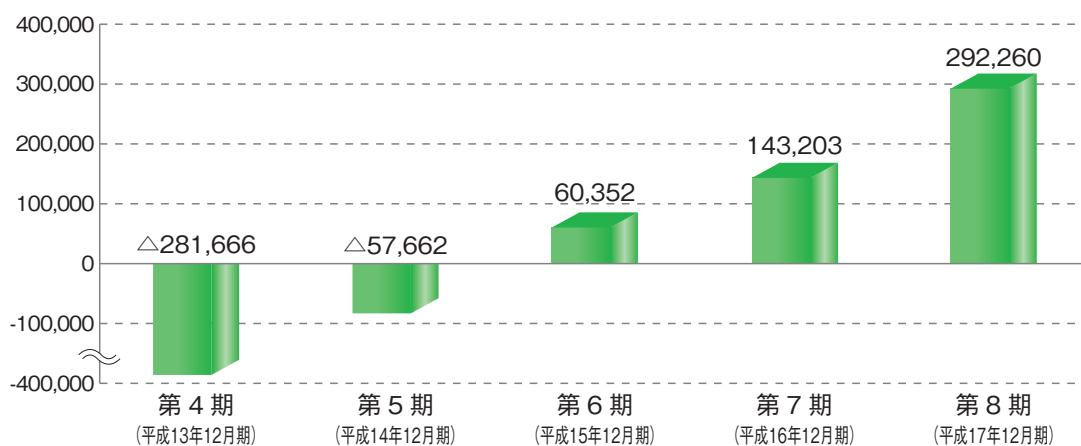
◆売上高

(単位：千円)



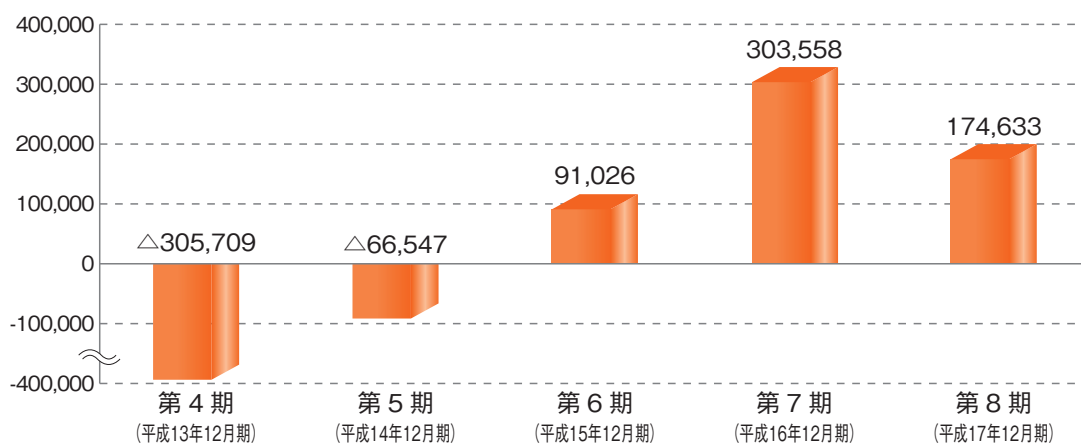
◆経常利益又は経常損失 (△)

(単位：千円)



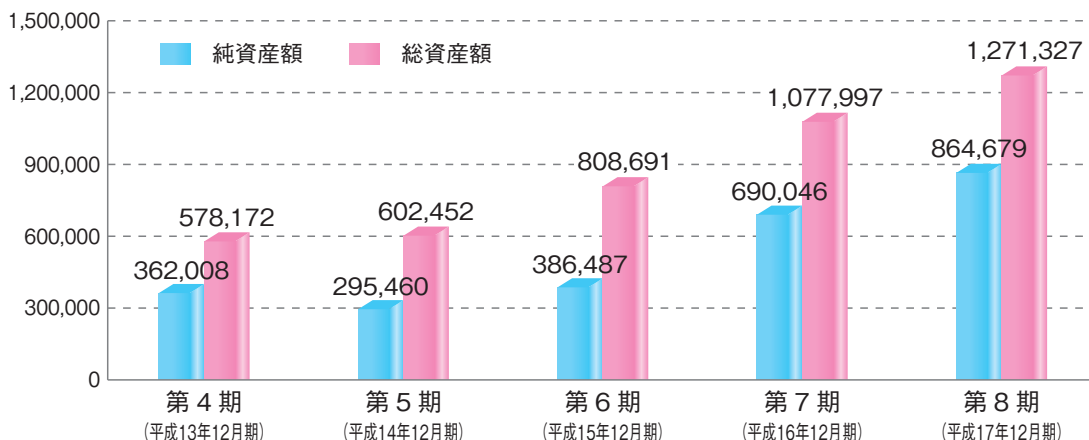
◆当期純利益又は当期純損失 (△)

(単位：千円)



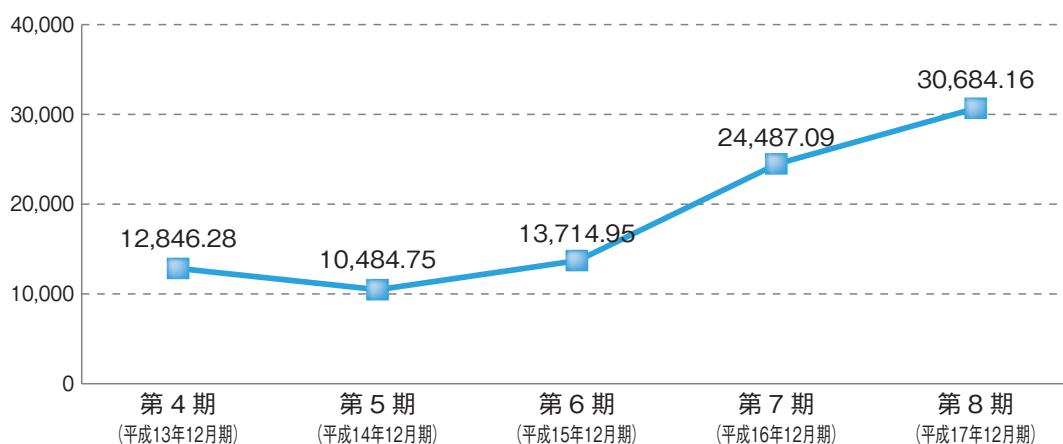
◆純資産額／総資産額

(単位：千円)



◆1株当たり純資産額

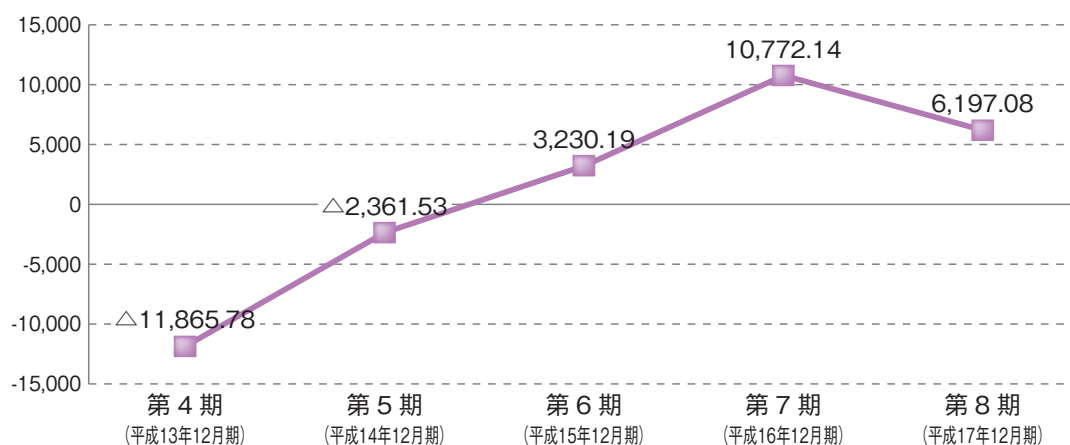
(単位：円)



(注) 当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の分割を行っております。
上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

◆1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)

(単位：円)



(注) 当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の分割を行っております。
上記では、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

3. 事業の内容

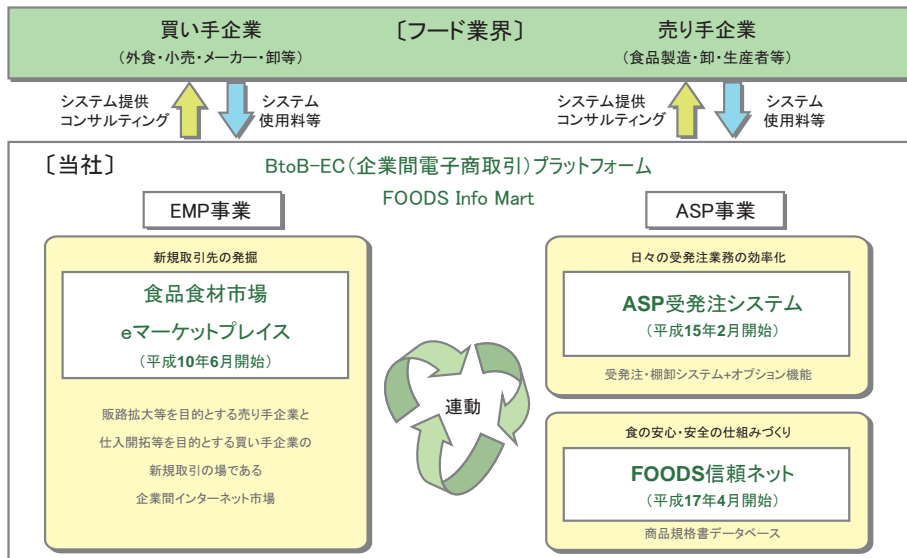
当社は、フード業界のBtoB-EC（企業間電子商取引）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」を運営しており、食品食材市場「eマーケットプレイス」を運営する「EMP事業」及びフード業界専門の「ASP受発注システム」、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」を提供する「ASP事業」の2つの事業を推進しております。

当社は、以上の事業を下記の事業における基本方針に従い推進しております。

- (1)原則として、企業規模・地域を問わず、全企業同じ条件で参加できるシステムを提供いたします。
- (2)1社ごとのシステムではなく、業界標準型プラットフォームを開発することで、多くの企業の利用によりコストシェアを実現し、安価な価格帯でシステムを提供いたします。
- (3)利用企業全体が共通の仕組み・ツールを活用することで、業務効率を上げることができる仕組みを提供いたします。
- (4)利用企業が増えるほど企業間のネットワークが広がり、利用企業のメリットが増加する仕組みを提供いたします。



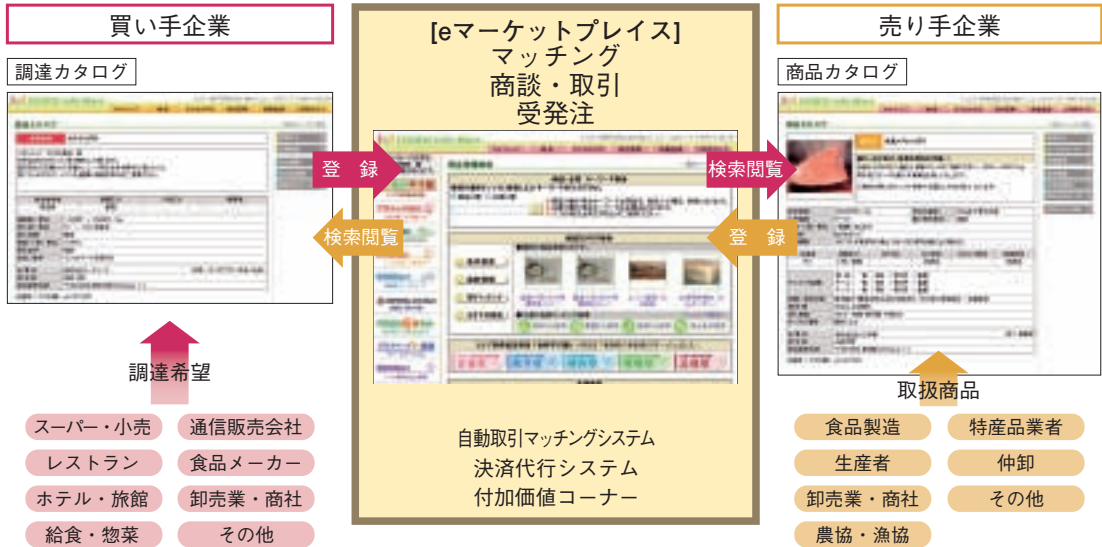
<事業系統図>



EMP事業

食品食材市場「eマーケットプレイス」

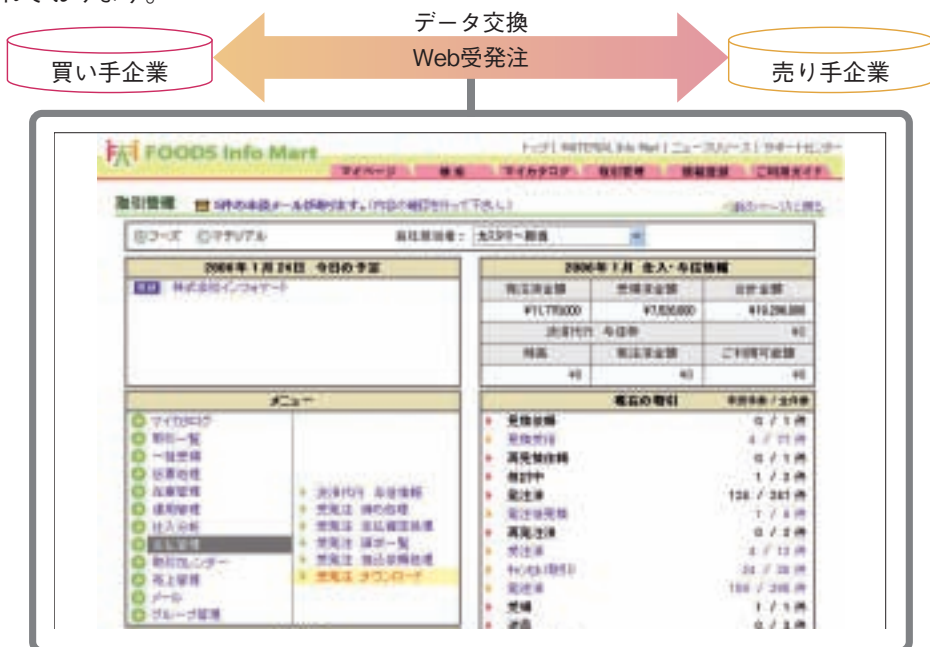
「eマーケットプレイス」は、原則として地域や企業規模にかかわらず同じ条件・同じ仕組みで、フード業界の企業が、販路拡大等を目的とする売り手企業もしくは仕入開拓等を目的とする買い手企業としてシステムを利用する商談・取引の場であります。



ASP事業

フード業界専門の「ASP受発注システム」

「ASP受発注システム」は、買い手企業の本部・店舗と取引先である売り手企業との間で日常行なわれる受発注業務をインターネット上で行う仕組みであり、さらに「棚卸システム」が標準装備されております。

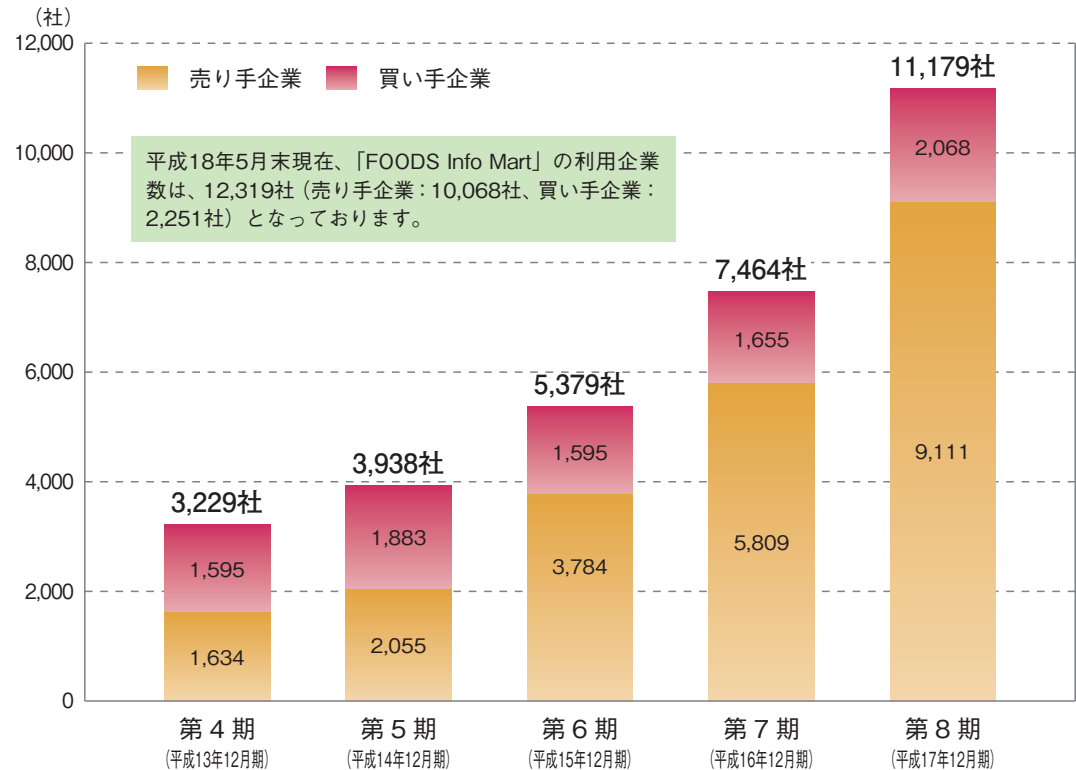


商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」

「FOODS信頼ネット」は、フード業界の各企業が日常業務において頻繁にやり取りを行う食品食材の原材料等の詳細情報が記載された商品規格書の標準フォーマットを提供し、情報の交換が可能となる商品規格書データベースシステムです。



FOODS Info Mart 売り手・買い手利用企業数の推移



目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	6
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	7
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	18
第2 【事業の状況】	19
1 【業績等の概要】	19
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	22
4 【事業等のリスク】	23
5 【経営上の重要な契約等】	29
6 【研究開発活動】	29
7 【財政状態及び経営成績の分析】	30
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	32

第4 【提出会社の状況】	33
1 【株式等の状況】	33
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	44
4 【株価の推移】	44
5 【役員の状況】	45
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	46
第5 【経理の状況】	48
【財務諸表等】	49
第6 【提出会社の株式事務の概要】	72
第7 【提出会社の参考情報】	73
1 【提出会社の親会社等の情報】	73
2 【その他の参考情報】	73
第四部 【株式公開情報】	74
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	74
第2 【第三者割当等の概況】	75
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	75
2 【取得者の概況】	77
3 【取得者の株式等の移動状況】	80
第3 【株主の状況】	81
監査報告書	
平成16年12月会計年度	84
平成17年12月会計年度	85

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年7月6日

【会社名】 株式会社インフォーマート

【英訳名】 Infomart Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 勝照

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町D Sビル

【電話番号】 03-5776-1147(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼管理本部長 藤田 尚武

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町D Sビル

【電話番号】 03-5733-2360

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼管理本部長 藤田 尚武

**【届出の対象とした募集(売出)
有価証券の種類】**

株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

入札による募集	-	円
入札によらない募集	-	円
ブックビルディング方式による募集 (引受人の買取引受けによる売出し)	469,200,000	円
入札による売出し	-	円
入札によらない売出し	-	円
ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し)	690,000,000	円
入札による売出し	-	円
入札によらない売出し	-	円
ブックビルディング方式による売出し	138,000,000	円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)
普通株式	1,600(注2)

- (注) 1. 平成18年7月6日(木)開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成18年7月19日(水)開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要領」の「1 売
出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出
し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロ
ットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要領」の「3 売出株式(オー
バーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出
し)」をご覧ください。
4. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成18年7月6日(木)開催の取締役会
において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議して
おります。
なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシ
ンジケートカバー取引について」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成18年7月28日(金)に決定される引受価額にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異
なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成18年7月19日(水)開催予定の取締役会において決定される払込金額と同
額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行
価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いま
せん。

なお、本募集は、東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等
に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の規定に定めるブックビルディング方式
(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に
係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行
います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	1,600	469,200,000	276,000,000
計(総発行株式)	1,600	469,200,000	276,000,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されて
おります。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時
における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、資本に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格
(345,000円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(345,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の
総額(見込額)は、552,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注1)	未定 (注1)	未定 (注2)	未定 (注3)	1	自 平成18年8月1日(火) 至 平成18年8月4日(金)	未定 (注4)	平成18年8月7日(月)

- (注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、平成18年7月19日(水)に仮条件を提示する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成18年7月28日(金)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 平成18年7月19日(水)開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成18年7月28日(金)に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 平成18年7月6日(木)開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成18年7月28日(金)に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充ていたします。
5. 株券受渡期日は、平成18年8月8日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 引受人及びその委託販売先証券会社は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。なお、申込みに先立ち、引受人もしくはその委託販売先証券会社に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成18年7月21日(金)から平成18年7月27日(木)までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先証券会社の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 浜松町支店	東京都港区芝大門二丁目2番1号
株式会社みずほ銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂四丁目1番33号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 買取引受けによります。 引受人は新株式払込金として、平成18年8月7日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SBIイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号		
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号		
NIS証券株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区北浜一丁目6番10号		
計		1,600	

- (注) 1. 引受株式数は、平成18年7月19日(水)開催予定の取締役会において決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成18年7月28日(金))に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、36株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
552,000,000	25,000,000	527,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(345,000円)を基礎として算出した見込額であります。平成18年7月19日(水)開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額527,000千円につきましては、「FOODS Info Mart」システム及び社内業務システムに関わる設備投資に160,000千円を充当する予定であり、残額につきましては、さらなる事業拡大に対応した「FOODS Info Mart」システム拡充のための資金等に備えて、具体的な資金需要が発生するまでは安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成18年7月28日(金)に決定される引受価額にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない 売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	2,000	690,000,000	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 三菱商事株式会社 1,000株 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産株式会社 1,000株
計(総売出株式)		2,000	690,000,000	

- (注) 1. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(345,000円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注1) (注2)	未定 (注2)	自 平成18年 8月1日(火) 至 平成18年 8月4日(金)	1	未定 (注2)	引受人及び その委託販 売先証券会 社の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁目 8番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社	未定 (注3)

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注1)と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成18年7月28日(金))に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成18年7月28日(金)に元引受契約を締結する予定であります。ただし元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 株券受渡期日は、上場(売買開始)日(平成18年8月8日(火))であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先証券会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注7)に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない 売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	400	138,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社
計 (総売出株式)		400	138,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券エスエムビーシー株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成18年8月8日(火)から平成18年9月1日(金)（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所のでめる上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(345,000円)で算出した見込額でありませぬ。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注1)	自 平成18年 8月1日(火) 至 平成18年 8月4日(金)	1	未定 (注1)	大和証券エスエムビ ーシー株式会社及び その委託販売先証券 会社の本支店及び営 業所	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成18年7月28日(金)）において決定する予定です。
3. 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場日(売買開始日)（平成18年8月8日(火)）の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場日(売買開始日)から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場日(売買開始日)以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 大和証券エスエムビーシー株式会社及びその委託販売先証券会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注7)に記載した販売方針と同様であります。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券エスエムビーシー株式会社を主幹事証券会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成18年8月8日(火)に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成18年7月6日(木)開催の取締役会において、以下の内容の第三者割当増資による募集（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式数	発行する普通株式 400株
払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成18年9月5日（火）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区芝大門二丁目2番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行 浜松町支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て及び下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場日（売買開始日）から平成18年9月1日(金)までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月
売上高 (千円)	446,900	805,049	960,447	1,141,273	1,482,636
経常利益又は経常損失() (千円)	281,666	57,662	60,352	143,203	292,260
当期純利益又は当期純損失() (千円)	305,709	66,547	91,026	303,558	174,633
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	564,650	564,650	564,650	564,650	564,650
発行済株式総数 (株)	5,636	5,636	5,636	5,636	28,180
純資産額 (千円)	362,008	295,460	386,487	690,046	864,679
総資産額 (千円)	578,172	602,452	808,691	1,077,997	1,271,327
1株当たり純資産額 (円)	64,231.41	52,423.76	68,574.73	122,435.43	30,684.16
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	1,860.00 ()
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	59,344.87	11,807.64	16,150.97	53,860.69	6,197.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	62.6	49.0	47.8	64.0	68.0
自己資本利益率 (%)			26.7	56.4	22.5
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					30.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				178,665	423,744
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				143,726	203,278
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				15,075	85,000
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)				163,912	299,377
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	49 (10)	57 (11)	58 (16)	68 (13)	80 (16)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、子会社及び関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期及び第5期においては、新株引受権の残高がありますが、当期純損失が計上されているため記載しておりません。第6期、第7期及び第8期においては、新株引受権残高及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
5. 第4期及び第5期の自己資本利益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場のため記載しておりません。
7. 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。
8. 第6期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
9. 第7期及び第8期の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
10. 当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書()の部」の作成上の留意点について(平成18年4月28日付東証上審第178号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第4期、第5期及び第6期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成13年 12月	平成14年 12月	平成15年 12月	平成16年 12月	平成17年 12月
1株当たり純資産額 (円)	12,846.28	10,484.75	13,714.95	24,487.09	30,684.16
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	11,865.78	2,361.53	3,230.19	10,772.14	6,197.08
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益(円)					
1株当たり配当額 (円)					1,860.00

2 【沿革】

- 平成10年 2月 フード業界（注1）BtoB-EC（企業間電子商取引）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」の運営を行うことを目的として、東京都大田区南馬込に株式会社インフォマートを設立
- 平成10年 6月 「eマーケットプレイス」のサービス開始
- 平成11年 8月 福岡カスタマーセンター（福岡市博多区）を開設
- 平成12年 6月 社団法人日本フードサービス協会と外食産業界向「JF FOODS Info Mart」の共同事業を開始
- 平成12年 6月 本社を港区浜松町（現在）へ移転
- 平成12年10月 三菱商事株式会社、三井物産株式会社、三和キャピタル株式会社（現：三菱UFJキャピタル株式会社）、ICGジャパン株式会社（現：ハチソンハーバーリングテクノロジーインベストメンツリミテッド）による資本参加
- 平成12年11月 「eマーケットプレイス」における「決済代行システム」のサービス開始
- 平成13年 6月 「eマーケットプレイス」における「アウトレットマート」のサービス開始
- 平成13年 7月 社団法人日本セルフ・サービス協会と小売業界向「JSSA FOODS Info Mart」の共同事業を開始
- 平成13年 7月 大阪商工会議所と「The business mall」（注2）に関して業務提携
- 平成14年 2月 日経ネットビジネス 第5回ECグランプリ「2002BtoB特別賞」を受賞
- 平成14年 9月 「eマーケットプレイス」における「自動マッチングシステム」のサービス開始
- 平成15年 2月 「ASP受発注システム」のサービス開始
- 平成17年 4月 「FOODS信頼ネット」のサービス開始
- 平成18年 3月 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 平成17年度ニュービジネス大賞「特別賞」を受賞

（注）1．「フード業界」とは、食品業界及び小売業界、サービス業界の一部を含む「食」に関連する業界を示しております。具体的には、食に関連する食品製造・特産品販売者・農協・漁協・卸売業・生産者・外食・ホテル・旅館・スーパー・小売・百貨店・惣菜、給食、弁当等を取扱う業種等の企業をいいます。

2．「The business mall」とは、全国の商工会議所などが共同運営する企業情報サイトであります。具体的には、企業情報紹介サービスを核として、中小企業のEC（電子商取引）取組み支援を行い、全国の中小企業のビジネスマッチングを促進しております。

3 【事業の内容】

当社は、インターネットを活用したフード業界の BtoB-EC（企業間電子商取引）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」を運営し、顧客ニーズを最大限重視したビジネスツールを提供しております。

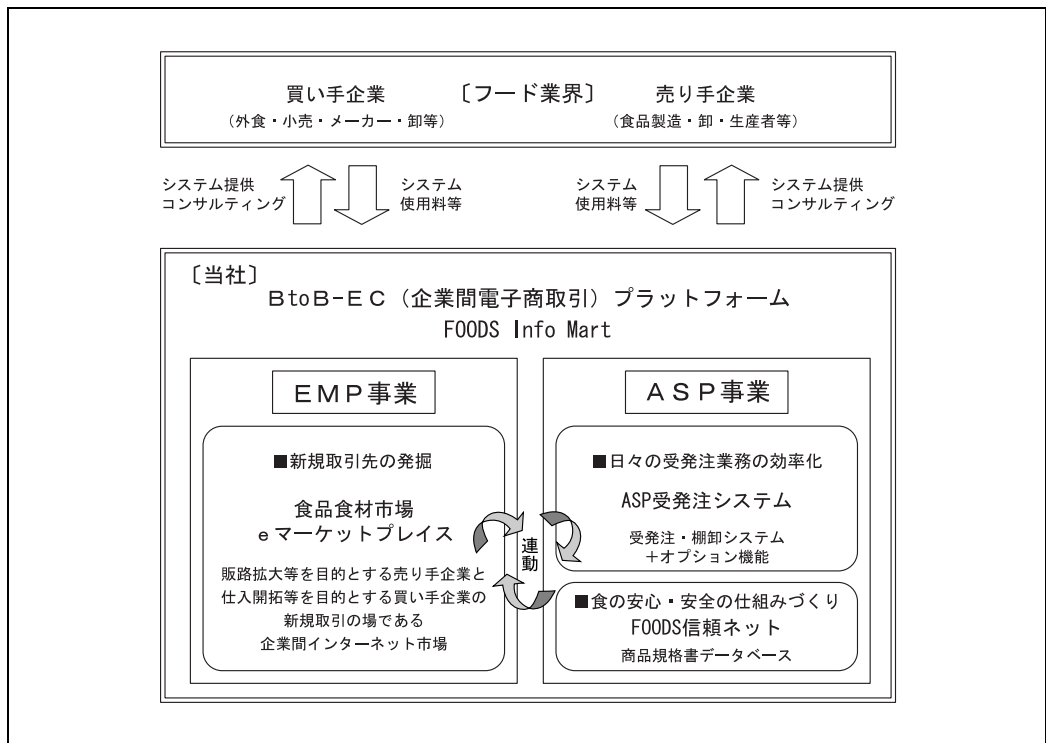
当社の事業は、食品食材市場「e マーケットプレイス」（平成 10 年 6 月開始）を運営する「EMP 事業」及びフード業界専門の「ASP 受発注システム」（平成 15 年 2 月開始）、商品規格書データベースシステム「FOODS 信頼ネット」（平成 17 年 4 月開始）を提供する「ASP 事業」の 2 つの事業で構成されております。また、上記の 3 つのシステムは、利用企業のシステム活用がより効率的かつ効果的なものになるためにお互いが連動する仕組みになっております。

平成 18 年 5 月末現在、「FOODS Info Mart」の利用企業数は、12,319 社（売り手企業：10,068 社、買い手企業：2,251 社）となっております。なお、利用企業は、原則として事業者（法人事業者を主な対象としていますが、個人事業者も含みます）に限定しております。

当社は、以上の事業を下記の事業における基本方針に従い推進しております。

- (1) 原則として、企業規模・地域を問わず、全企業同じ条件で参加できるシステムを提供いたします。
- (2) 1 社ごとのシステムではなく、業界標準型プラットフォームを開発することで、多くの企業の利用によりコストシェアを実現し、安価な価格帯でシステムを提供いたします。
- (3) 利用企業全体が共通の仕組み・ツールを活用することで、業務効率を上げることができる仕組みを提供いたします。
- (4) 利用企業が増えるほど企業間のネットワークが広がり、利用企業のメリットが増加する仕組みを提供いたします。

事業の系統図を示すと、下記のとおりとなります。



(1) EMP事業

当社は、インターネット上で食品食材市場である「eマーケットプレイス」を運営しております。「eマーケットプレイス」は、原則として地域や企業規模にかかわらず同じ条件・同じ仕組みで、フード業界の企業が、販路拡大等を目的とする売り手企業もしくは仕入開拓等を目的とする買い手企業としてシステムを利用する商談・取引の場であり、また、「eマーケットプレイス」は、売り手企業が取扱商品を「商品カタログ」に、買い手企業が調達情報を「調達カタログ」にそれぞれ掲載し、「検索・商談・取引機能」、「自動取引マッチングシステム(注1)」、「決済代行システム(注2)」、「付加価値コーナー(注3)」等の活用により、全国の利用企業と効率的に取引マッチングから商談・取引・受発注・決済までをワンストップで実現する仕組みとなっております。

利用企業に向けては、商談・取引が効果的かつ活発に行われるために当社の買い手・売り手別の専門コンサルタントがシステム活用等のコンサルティングを行っております。また、「eマーケットプレイス」の運営に当たっては、商談・取引の場を健全に保つため、利用申込時での企業審査や利用開始後の利用状況の管理を行っております。

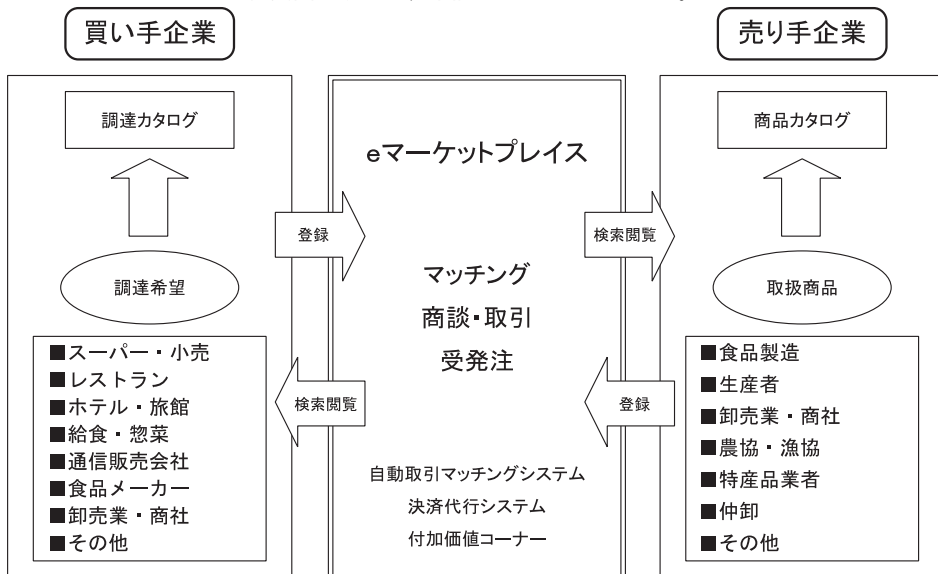
当社は、「eマーケットプレイス」の運営者として商談・取引の場を提供し、年間契約のもと、一定のシステム使用料をいただいております。「決済代行システム」では、取引額に一定の割合をかけた手数料をいただいております。また、「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。

売り手企業は、食品製造・卸売業・生産者等から、買い手企業は、外食・小売・メーカー・卸売業等からそれぞれ構成されており、いずれも多様な業種業態から利用される状況となっております。

平成18年5月末現在、「EMP事業」の利用企業数(注4)は、3,922社(売り手企業:1,928社、買い手企業:1,994社)となっております。また、平成18年5月末現在、商品カタログ数は61,763件、調達カタログ数は7,303件となっております。

- (注) 1. 「自動取引マッチングシステム」とは、「eマーケットプレイス」での商談までのプロセスの効率化、スピード化を図るマッチングシステムであります。売り手、買い手双方の条件に合った調達情報と商品情報のマッチングをシステムで自動的に行い、タイムリーに取引マッチングメールが利用企業の元へ届く仕組みとなっております。
2. 「決済代行システム」とは、直接の面談がなくても商談・取引が可能な電子商取引の場である「eマーケットプレイス」で、より安心により効率的に新規の取引を行うために売掛金保証及び一括決済機能を提供するシステムであります。買い手企業からの代金回収は、ファクタリング会社、信販等により当社への支払いにつき保証もしくは立替を受けることで行っております。
3. 「付加価値コーナー」とは、以下の目的別コーナーをいいます。
 農産物マート：こだわりのある農産物が登録されるコーナー
 アウトレットマート：余剰在庫等の売り切りを目的としたコーナー
 新商品マート：原則として発売2ヶ月前から発売後2ヶ月以内の商品等を扱う新商品コーナー
 レシピマート：商品とレシピをセットに販売、またレシピから食品食材の検索が可能なコーナー
 物流マート：物流企業の検索及び見積依頼(無料)が可能なコーナー
 Material Info Mart：消耗品資材及び機材を販売、購買する専門コーナー
4. 「EMP事業」の利用企業数には、「ASP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

「eマーケットプレイス」の概要図を示すと、下記のとおりとなります。



(2) ASP事業

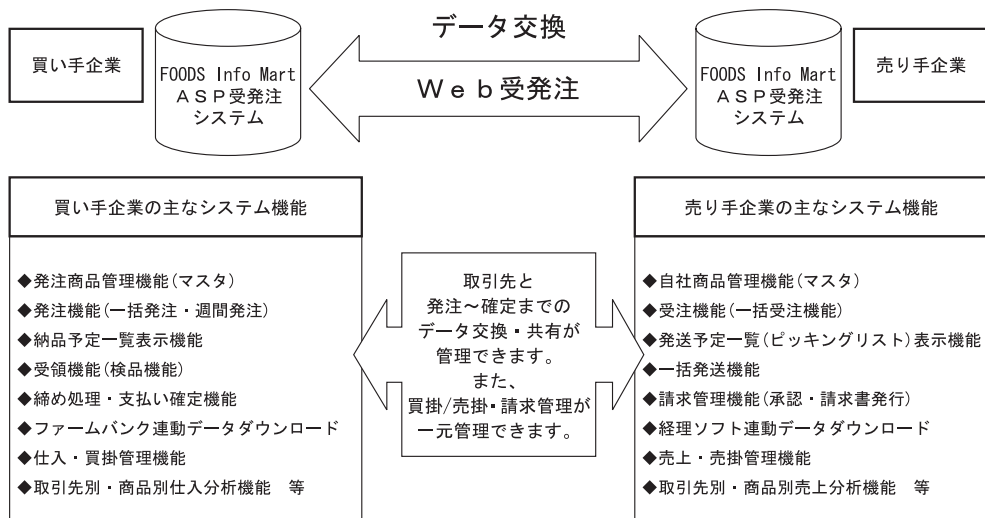
フード業界専門の「ASP受発注システム」

当社は、フード業界専門のWeb受注・発注を行うシステム「ASP受発注システム」を提供しております。「ASP受発注システム」は、買い手企業の本部・店舗と取引先である売り手企業との間で日常行われる受発注業務をインターネット上で行う仕組みであり、さらに「棚卸システム」(注1)が標準装備されております。電話・FAX等から「ASP受発注システム」に切り替えることで受発注業務及び管理の改善、効率化、コストダウンが見込まれます。また、取引がデータ化されることにより売掛金・買掛金業務及び管理への利用、リアルタイムな売上・仕入・店舗管理を可能とし、経営の効率化に役立つシステムとなっております。

当社は、「ASP受発注システム」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料をいただいております。また、「ASP受発注システム」に必要な商品マスタの作成・設定及び店舗レクチャー(店舗への使い方の説明)のサービス料として導入店舗数に応じた初期費用もいただいております。

「ASP受発注システム」の提供とともに「売上日報システム」(注2)・「支払代行サービス」(注3)・「受発注運用支援サービス」(注4)等のオプションサービスを提供し、利用企業からはそれぞれの料金に応じ、一定のシステム使用料をいただいております。

「ASP受発注システム」の概要図を示すと、下記のとおりとなります。



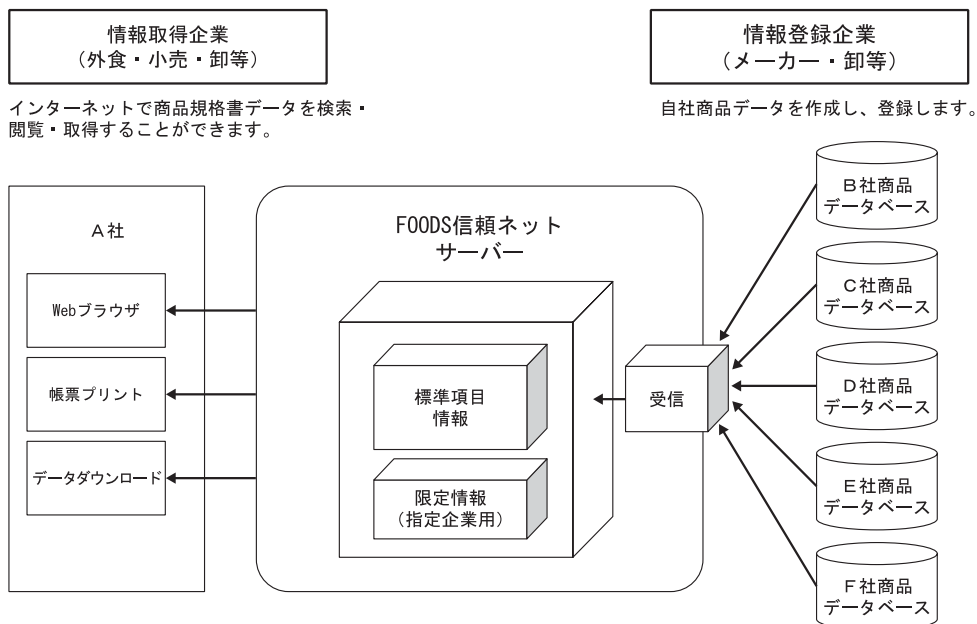
商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」

「FOODS信頼ネット」は、フード業界の各企業が日常業務において頻りにやり取りを行う食品食材の原材料等の詳細情報が記載された商品規格書の標準フォーマットを提供し、情報の交換が可能となる商品規格書データベースシステムです。「FOODS信頼ネット」の利用による登録データの情報共有により、情報登録企業は、商品規格書の提出業務が改善し、情報取得企業は、速やかに必要な商品情報を取得できる仕組みが整います。具体的には、下記の項目が活用のメリットとなります。

- (1)商品・原材料規格書(仕様書)の提出と取得における業務の改善、効率化が図れます。
- (2)商品・原材料規格書(仕様書)の標準フォーマットの利用により、入力・作成の重複作業が削減されます。
- (3)商品情報の開示要求及び商品情報のトレースバック(注5)への速やかな対応が可能となります。
- (4)「eマーケットプレイス」、「ASP受発注システム」と連動することでトレーサビリティシステム(注6)としての利用が可能であります。

当社は、「FOODS信頼ネット」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料をいただいております。なお、当社は、「FOODS信頼ネット」のシステム運営者であり、各商品規格書の内容を保証するものではありません。

「FOODS 信頼ネット」の概要図を示すと、下記のとおりとなります。



平成 18 年 5 月末現在、「ASP 事業」の利用企業数（注 7）は、8,397 社（売り手企業：8,140 社、買い手企業：257 社）となっております。また、平成 18 年 5 月末現在、「ASP 受発注システム」の買い手企業の稼働店舗数は、5,627 店舗であり、平成 17 年 12 月期の年間 ASP 受発注取引金額は 1,324 億円となっております。平成 18 年 5 月末現在の「FOODS 信頼ネット」商品規格書掲載数は、15,302 アイテムとなっております。

- （注）1. 「棚卸システム」とは、店舗の商品棚卸を管理するシステムであります。棚卸高の自動算出機能や「ASP 受発注システム」との連動で単価を自動更新する機能があり、本部は店舗別の棚卸管理が可能であります。
2. 「売上日報システム」とは、店舗の売上等の日々の情報を管理するシステムであります。店舗では時間帯別、項目別に売上を入力・管理し、本部では店舗別の日次、月次売上実績等の管理が可能です。
3. 「支払代行サービス」とは、「ASP 受発注システム」を利用する買い手企業の支払業務のアウトソーシングサービス（仕入金額の締め処理業務や支払の一本化サービス）及び売り手企業の販売金額の早期資金化等のサービスであります。特定の金融機関との業務提携によりサービスを行っております。
4. 「受発注運用支援サービス」とは、商品マスタの整備や自社商品管理コード等の一括登録、店舗別受発注状況のレポートサービスであります。
5. 「トレースバック」とは、消費者側から生産者側へ商品の行方を遡って調べていくことをいいます。
6. 「トレーサビリティシステム」とは、生産・処理・加工・流通・販売等のフードチェーンの段階で、食品とともに食品に関する情報を追跡し、遡及できる仕組みをいいます。
7. 「ASP 事業」の利用企業数には、「EMP 事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含まれておりません。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 〔被所有〕 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 三菱商事株式会社 (注)	東京都千代田区	190,071百万円	総合商社	〔20.01%〕	当社への社外 取締役の派遣
(その他の関係会社) 三井物産株式会社 (注)	東京都千代田区	192,499百万円	総合商社	〔20.01%〕	当社への社外 取締役の派遣

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平成18年5月31日現在
			平均年間給与(千円)
87 (17)	31.7	2.4	4,854

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期におけるわが国の経済は、日経平均株価が12月に1万6,000円台を回復したことに象徴されるように企業業績の回復、雇用の改善等により内需主導の自律的な回復で踊り場を脱し、再び緩やかな成長に入りました。

当社の属するBtoB-EC（企業間電子商取引）の市場規模は、平成16年度は前年比32.6%増の約102.7兆円となっており引き続き拡大基調にあります。当社が事業を展開しております食品業界におけるBtoB-EC（企業間電子商取引）も中小企業等のインターネットを利用したデータ交換による商取引の利用拡大を背景とし、前年比77.2%増の約2.4兆円と高い成長を示しております。（経済産業省「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」）

このような環境下にあつて、当社は、フード業界に向けてBtoB-EC（企業間電子商取引）を普及させるため「FOODS Info Mart」の利用企業の拡大、提供システムの拡充・拡販に経営資源を集中し、「EMP事業」及び「ASP事業」のさらなる成長で、着実に事業を展開しております。当期は、「eマーケットプレイス」（EMP事業）、「ASP受発注システム」（ASP事業）に加え商品規格書データベース「FOODS信頼ネット」（ASP事業）の提供がスタートし、新規利用企業の獲得、利用システムの拡販、3つのシステムの連動により顧客利便性の向上を追求してまいりました。また、利用企業がシステムの利便性をさらに高めるため、取引先を積極的に紹介していただくサイクルが進んだことにより、利用企業数は計画を上回る水準で推移いたしました。

その結果、当期末の「FOODS Info Mart」利用企業数は、前期末比3,715社増の11,179社（売り手企業：同3,302社増の9,111社、買い手企業：同413社増の2,068社）となり、当期の売上高は1,482,636千円と前期比341,362千円（29.9%）の増加となりました。また、利益面におきましても、増収に加え売上高経常利益率が19.7%と前期比7.2ポイント向上したことにより、経常利益は292,260千円と前期比149,056千円（104.1%）の増加となりました。当期純利益は174,633千円となり、前期比では、前期が税効果の影響で一時的な増加をした関係で128,925千円（42.5%）の減少となりました。

事業部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

EMP事業

当期は、積極的な新規利用企業獲得の営業活動に加え、当社サービスの認知度の向上により、新規利用企業数が増加いたしました。また、調達・商品カタログ数の増加、内容の充実を中心とした継続的なコンサルティング・顧客フォローの実施を通じ、「eマーケットプレイス」の場の活性化に努めてまいりました。

その結果、当期末の「EMP事業」の利用企業数（注1）は、前期末比596社増の3,631社（売り手企業：同299社増の1,777社、買い手企業：同297社増の1,854社）となり、当期のEMP事業の売上高は900,796千円と前期比89,919千円（11.1%）の増加となりました。

ASP事業

当期は、既存利用企業からの新規紹介案件が増加したことから「ASP受発注システム」の受注が引き続き順調であり、また、利用企業が活用する「棚卸システム」等のサービス数も着実に増加いたしました。また、当期4月に「FOODS信頼ネット」のサービス提供を開始いたしました。

その結果、当期末の「ASP事業」の利用企業数（注2）は、前期末比3,119社増の7,548社（売り手企業：同3,003社増の7,334社、買い手企業：同116社増の214社）となりました。また、当期末の「ASP受発注システム」の買い手企業の稼働店舗数は、前期末比2,586店舗増の4,861店舗であり、当期の年間ASP受発注取引金額は前期比720億円増の1,324億円と拡大しております。さらに、当期末の「FOODS信頼ネット」の商品規格書掲載数は、8,520アイテムとなりました。

以上から当期のA S P事業の売上高は581,839千円と前期比251,443千円(76.1%)の増加となりました。

- (注) 1. 「EMP事業」の利用企業数には、「A S P事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。
2. 「A S P事業」の利用企業数には、「EMP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物(以下、「資金」)の残高は、無形固定資産の取得による支出186,324千円及び売上債権の増加80,917千円等の減少要因があったものの、税引前当期純利益283,426千円、減価償却費120,353千円等の増加要因により、前期比135,465千円増の299,377千円となりました。

当期中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、423,744千円となり、前期比245,079千円増加いたしました。主な支出要因として、売上高の伸長による売上債権の増加80,917千円があったものの、税引前当期純利益283,426千円、減価償却費120,353千円等の収入要因が上回ったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は203,278千円となり、前期比59,551千円増加いたしました。主な支出要因は、「FOODS Info Mart」の開発に伴う無形固定資産の取得による支出186,324千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、85,000千円となりました。これは、短期借入金の返済85,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主な業務は、フード業界企業間電子商取引プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」の運営、各種サービスの提供であり、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
E M P 事業				
(1)システム使用料等	721,349	114.2	346,744	116.1
(2)アウトレットマート	227,441	109.6		
小計	948,791	113.0	346,744	116.1
A S P 事業	606,047	180.0	47,672	203.2
合計	1,554,838	131.8	394,416	122.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 受注高及び受注残高の内容は、次のとおりとなっております。

・ E M P 事業

- システム使用料等の受注高は、主に当該事業年度に新規利用及び利用更新により確定したシステム使用料等であり、受注残高は、年間契約に基づく未経過期間のシステム使用料等であります。

- アウトレットマートの受注高は、当該事業年度に取引が確定した金額であり、各月内に取引が完了するため受注残高はありません。

・ A S P 事業

A S P 事業の受注高は、主に当該事業年度に新規利用及び利用継続で確定したシステム使用料等であり、受注残高は翌事業年度に売上計上が確定しているシステム使用料等であります。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(千円)	前年同期比(%)
E M P 事業		
(1)システム使用料等	673,354	111.6
(2)アウトレットマート	227,441	109.6
小計	900,796	111.1
A S P 事業	581,839	176.1
合計	1,482,636	129.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、フード業界に向け顧客ニーズを最大限重視したビジネスツールをBtoB-EC（企業間電子商取引）プラットフォーム「FOODS Info Mart」を通して提供することで、今後も「EMP事業」、「ASP事業」の両事業の発展に経営資源を集中させてまいります。さらに徹底した顧客ニーズの追求と簡単で使いやすいシステムを実現することで業界標準化に向けた利用企業数の増加及び利用企業単位での利用サービス数の増加を図ってまいります。当社は、上記の目標を達成することで継続的な成長と収益性の向上を着実に実現していくため、以下の項目を主要課題として認識し取り組んでまいります。

(1) 「EMP事業」について

「eマーケットプレイス」のバージョンアップ

「eマーケットプレイス」の拡大をさらに加速させるため、顧客ニーズに対応する簡単で使いやすいシステムの追求を徹底するとともに「安心・安全・産地・生産・流通」をテーマとした商品規格書データベースを備えた「eマーケットプレイス」へのバージョンアップを進めることで、買い手企業・売り手企業の双方にとってさらに有益なマーケットにすることを目指してまいります。

利用企業数の拡大

全国の新規利用企業の獲得のため、TV番組等を活用した販売促進活動及び都道府県別に地方自治体、地方銀行等との協業で利用企業を募集する企画（食材甲子園）を積極的に展開いたします。これらの取組みにより、引き続き新規利用企業の増加を実現させ、同時に売り手企業・買い手企業別のきめ細かなコンサルティングによる利用企業の継続的活用を推進することで、さらに「eマーケットプレイス」の規模の拡大を追求し、「EMP事業」の収益拡大に取り組んでまいります。

(2) 「ASP事業」について

新システムのリリース

「ASP受発注システム」を中心に顧客ニーズの高い新システムを追加・提供してまいります。現在、従来オプション機能であった「棚卸システム」を「ASP受発注システム」の標準システムとして、新規利用企業向けにサービスを提供しておりますが、今後もニーズの高いオプション機能の標準装備化を進めてまいります。また、「売上日報システム」等の新システムを推進することで顧客利便性の向上を図り、現在の「ASP受発注システム」を買い手企業に向けては店舗管理システム、売り手企業に向けては受注管理システムにバージョンアップを進めてまいります。

「FOODS信頼ネット」の推進

平成17年4月に提供を開始しました商品規格書データベース「FOODS信頼ネット」のさらなる拡充に取り組んでまいります。また、顧客利便性の向上を図るため、利用企業数の増加を推進し、また「eマーケットプレイス」、「ASP受発注システム」との連携で付加価値の拡大を行ってまいります。

(3) 情報セキュリティ等について

情報セキュリティ体制の強化

情報セキュリティの強化に対しては、平成17年12月に情報セキュリティマネジメントシステムの標準規格である「ISMS適合性評価制度認証基準（Ver.2.0）」（注）の認証を取得いたしました。今後も利用企業向け安全性の高いサービスを引き続き提供するため、「ISMS」の運用を通して、より一層の情報セキュリティ体制の強化に取り組んでまいります。

サーバー等の増強

サーバー等の増強に対しては、かねてより最重要事項として適宜行ってまいりましたが、平成17年12月期における利用企業数の急増、「ASP受発注システム」での取引の急拡大及び今後の見通しを勘案し、平成17年11月に大幅なサーバー等の増強を実施いたしました。今後も利用企業にストレスなくシステムを利用していただくために、サーバー等の増強を継続的に実施いたします。また、データセンターの分散化にも取り組んでまいります。

（注）「ISMS」とは、情報セキュリティ全般に対する対策に関する第三者評価制度であり、日本国内では財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認証機関となっております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 当社の事業について

(1) 当社事業拡大の前提条件について

当社は、インターネットを活用したフード業界のBtoB-EC（企業間電子商取引）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォーマット）」の運営を主たる事業とし、食品食材市場「eマーケットプレイス」（EMP事業）、フード業界専門のWeb受発注システム「ASP受発注システム」等（ASP事業）の企業間食品・食材取引の専門のインフラ及びビジネスツールを提供することで、全国の利用企業から月々のシステム使用料をいただき、主な収益源としております。

当社の事業拡大のためには、利用企業の利便性追求を通じて顧客満足度を向上させ、継続的な利用を維持するとともに、新規企業の獲得による利用企業全体の規模の拡大が必要になります。また、顧客ニーズを重視した提供システムの充実を通じて利用企業の活用するサービス数の増加が必要となります。従いまして、利用企業数の増加、利用企業単位での利用サービス数の増加が当社の事業拡大のための前提条件になります。そのため、新規利用企業の獲得、既存利用企業の継続利用、利用企業が当社の提供する追加システムを採用することが順調に行われない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) BtoB-EC（企業間電子商取引）プラットフォームの運営について

当社は、BtoB-EC（企業間電子商取引）プラットフォーム「FOODS Info Mart」の運営において原則として企業間食品・食材取引の専門のインフラ及びビジネスツールを提供する立場であり、売買の当事者とはなりません。（ただし、「EMP事業」における「アウトレットマート」においては売買の当事者となっております。下記（3）「アウトレットマート」についてをご参照下さい。）

しかしながら、「FOODS Info Mart」の利用に関し、利用企業間でトラブルが発生した場合、「出店約款」や「FOODS Info Martシステム利用規約」等において当社のリスクを限定する規定を設けているものの、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社が法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 「アウトレットマート」について

当社は、「eマーケットプレイス」（EMP事業）の運営において利用企業との間で締結する「出店約款」で、原則として運営者である立場であり、売買の当事者ではないことを定めておりますが、オプションサービスである「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。

「アウトレットマート」の「出品者規約」及び「購入者規約」では、取引上での当社のリスクを限定する規定を設けています。また、売買交渉の成立後、商品を仕入・販売している方法を採用していることから原則として仕入在庫は発生いたしません。

しかしながら、「アウトレットマート」では、当社が売買の当事者であることから、商品に瑕疵があった場合、当該サービスの利用に関し利用企業間でトラブルが発生した場合や出品者が法的規制に抵触した商品を販売し当社が仕入・販売した場合等において、各規約に関わらず当社が法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 利用企業に対する申し込み時の企業審査及び利用開始後の管理について

当社は、「FOODS Info Mart」の利用企業については、原則として事業者（法人事業者を主な対象としておりますが、個人事業者も含みます）に限定しており、さらに、利用申込時において一定の企業審査を行うなど、利用開始前の管理を実施しております。

また、利用開始後も当社の営業部門において、売り手企業、買い手企業別のコンサルタントが利用企業に対して利用サポートを行う体制を採っており、コンサルティング活動を通じて利用企業の商品内容、商品調達内容及びシステム利用状況を確認するとともに、「出店約款」及び「FOODS Info Martシステム利用規約」の遵守状況を管理しております。

しかしながら、利用企業の利用開始前における企業審査や利用開始後の管理にもかかわらず、利用企業間でトラブルが発生した場合には、「出店約款」や「FOODS Info Martシステム利用規約」等に関わらず当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社が法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 決済及び回収について

当社の「EMP事業」における「決済代行システム」の提供及び「ASP事業」における「支払代行サービス」の提供は、それぞれ特定の金融機関との業務提携により実施しております。また、当社の事業収益の基盤である各事業のシステム使用料の多くは、特定の集金代行会社を利用し回収を行っております。従いまして、これらの金融機関や集金代行会社との契約が何らかの理由で終了し、もしくは当社に不利な内容に変更された場合、またはこれらの金融機関や集金代行会社につき倒産その他の予期せぬ事態が生じた場合、利用企業への上記サービスの提供やシステム使用料の回収等に支障をきたし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システム障害について

当社の事業は、パソコンとサーバーを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合や、その他予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社のシステムは、セキュリティ対策により外部からの不正なアクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等運営会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン、自然災害の発生によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼働がスムーズに行えない状態になった場合においても当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 取引先情報の管理体制について

当社は、サービスの提供にあたり利用企業から各種情報を取得し、利用しております。その中には個人情報も含まれるため、当社には「個人情報の保護に関する法律」(注)が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。個人情報については、情報管理規程及びガイドラインを制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローの確立やアクセス制御等により管理しております。また、全社員を対象とした社内教育に重点を置くとともに社内の人員は、基本的に正社員を採用する方針をとり、一時的な派遣社員、アルバイトの利用を極力避けるように努めております。派遣社員等を利用した場合でも秘密保持契約を締結し、当社の情報管理について教育しております。さらに当社が運営する「FOODS Info Mart」のシステムに関しても、情報セキュリティ技術により対策を強化しております。なお、当社は、平成17年12月に「ISMS」を取得しております。

しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、個人情報その他の情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合、当社への損害賠償請求や当社に対する信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「個人情報の保護に関する法律」においては、「個人情報取扱事業者」は、保有する個人情報を本人の同意を得ずに利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用したり、第三者に提供してはならないことなどの義務が課され、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、また従業員及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことが義務づけられております。個人情報の取り扱いについては、主務大臣が報告の徴求、助言、勧告及び命令といった手段によって関与し、特に個人情報取扱事業者に命令違反、報告拒否、虚偽報告などがあった場合には罰則が課せられることがあります。

(8) 法的規制について

インターネットをめぐる法的規制の適用の可能性について

当社が事業を展開する国内のインターネット上の情報流通に関しては、その普及及び拡大を背景として現在も様々な議論がなされ、法的規制が整備されつつあります。今後において、情報を提供する場の運営者に対しての新たな法律の制定やあるいは何らかの自主的なルールの制定が行われること等により、当社の事業が新たな制約を受ける可能性があります。また、当社の運営する「FOODS Info Mart」の各システムは、電気通信事業法に定義される「電気通信事業」に該当し、今後、同法の規制が強化された場合、当社の事業に制約が加わる可能性もあります。さらに、インターネットビジネス自体の歴史が浅いため、今後新たに発生し、または今まで顕在化しなかったビジネスリスクによって、現在想定されない訴訟等が提起される可能性もあります。かかる場合、その訴訟等の内容によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

食品・食材に関する法的規制について

当社の「EMP事業」では、売り手企業と買い手企業がそれぞれの食品食材の商品・調達情報と交換し、商取引を行う場であるインターネット上の食品食材市場「eマーケットプレイス」の運営をしており、また「eマーケットプレイス」のオプションサービスである「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。従いまして、本事業で取り扱う食品食材の販売及び情報の表現については、主に加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示等を規制する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）及び栄養表示基準の明示、誇大表現の禁止を規制する健康増進法等による規制を受けておりますので、当社では、担当部署及び担当コンサルタントにより「eマーケットプレイス」の利用企業の商品カタログ等における商品の情報や「アウトレットマート」での出品の情報に法的規制に抵触する内容がないかどうかを業務マニュアルに基づき随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合、新たな対策が必要となり、「eマーケットプレイス」上での食品・食材の情報の掲示や「アウトレットマート」での商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、「アウトレットマート」で販売した商品に関し、法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合、当社に対する社会的信用力が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権について

当社は、運営する「FOODS Info Mart」のサイト及びサービスの主な名称について商標登録しております。また、自社開発のシステムや当社ビジネスモデルに関しても、特許権や実用新案権等の対象となる可能性のあるものについては、その取得の必要性を検討しております。しかしながら、1つのシステムについては特許出願中ではありますが、現在までのところ特許等の権利を取得したものはありません。競合他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化または当社への訴訟が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、商標権等の知的財産権及び当社に付与されたライセンスの保護を図っておりますが、当社の知的財産権等が第三者から侵害された場合、並びに知的財産権等の保護のために多額の費用負担が発生する場合、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社が使用する技術・コンテンツ等について、知的財産権等の侵害を主張され、当該主張に対する対応または紛争の解決のための費用または損害が発生する可能性があり、また、将来当社による特定のコンテンツもしくはサービスの提供または特定の技術の利用に制限が課せられ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 業績の推移について

当社は、平成10年2月に設立され、平成10年6月に「EMP事業」を、また平成15年2月に「ASP事業」をそれぞれ開始しております。平成15年12月期に、売上高の増加に伴い利益面の黒字転換をいたし、以後3年にわたり黒字決算を継続しております。

しかしながら、利用企業の状態の変化等により、システム使用料を売上高として積み上げる当社の収益モデルに変更を行わざるをえない状況が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(業績推移)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月
売上高 (千円)	446,900	805,049	960,447	1,141,273	1,482,636
売上総利益 (千円)	284,153	466,737	574,612	730,767	993,224
販売費及び一般管理費 (千円)	566,257	524,503	513,240	586,444	700,379
営業利益又は営業損失 () (千円)	282,104	57,766	61,371	144,323	292,844
経常利益又は経常損失 () (千円)	281,666	57,662	60,352	143,203	292,260
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	305,709	66,547	91,026	303,558	174,633
売上総利益率 (%)	63.6%	58.0%	59.8%	64.0%	67.0%
売上高経常利益率 (%)	63.0%	7.2%	6.3%	12.5%	19.7%

- (注) 1. 第4期、第5期及び第6期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(事業部門別の売上高・売上原価・売上総利益の推移)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	
売上高	EMP事業 (千円)	446,900	805,049	849,597	810,877	900,796
	ASP事業 (千円)			110,849	330,395	581,839
	合計 (千円)	446,900	805,049	960,447	1,141,273	1,482,636
売上原価	EMP事業 (千円)	162,746	338,312	363,139	337,266	357,640
	ASP事業 (千円)			22,696	73,239	131,771
	合計 (千円)	162,746	338,312	385,835	410,506	489,412
売上総利益	EMP事業 (千円)	284,153	466,737	486,458	473,611	543,156
	ASP事業 (千円)			88,153	257,156	450,067
	合計 (千円)	284,153	466,737	574,612	730,767	993,224
売上総利益率	EMP事業 (%)	63.6%	58.0%	57.3%	58.4%	60.3%
	ASP事業 (%)			79.5%	77.8%	77.4%
	合計 (%)	63.6%	58.0%	59.8%	64.0%	67.0%

- (注) 1. 第4期、第5期及び第6期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

なお、各事業年度末時点における「FOODS Info Mart」の事業部門別売り手・買い手利用企業数の推移は、以下のとおりであります。

(事業部門別の売り手・買い手利用企業数の推移)

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
決算年月		平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	
E M P 事業	新規 利用 企業数	売り手企業(社)	1,454	1,202	412	524	772
		買い手企業(社)	1,286	935	317	411	623
		合計(社)	2,740	2,137	729	935	1,395
	解約 企業数	売り手企業(社)	385	781	995	518	473
		買い手企業(社)	251	647	642	412	326
		合計(社)	636	1,428	1,637	930	799
	期末 利用 企業数	売り手企業(社)	1,634	2,055	1,472	1,478	1,777
		買い手企業(社)	1,595	1,883	1,558	1,557	1,854
		合計(社)	3,229	3,938	3,030	3,035	3,631
A S P 事業	新規 利用 企業数	売り手企業(社)			2,314	2,114	3,086
		買い手企業(社)			37	65	124
		合計(社)			2,351	2,179	3,210
	解約 企業数	売り手企業(社)			2	95	83
		買い手企業(社)				4	8
		合計(社)			2	99	91
	期末 利用 企業数	売り手企業(社)			2,312	4,331	7,334
		買い手企業(社)			37	98	214
		合計(社)			2,349	4,429	7,548
合計 (FOODS Info Mart利用企業 数)	新規 利用 企業数	売り手企業(社)	1,454	1,202	2,726	2,638	3,858
		買い手企業(社)	1,286	935	354	476	747
		合計(社)	2,740	2,137	3,080	3,114	4,605
	解約 企業数	売り手企業(社)	385	781	997	613	556
		買い手企業(社)	251	647	642	416	334
		合計(社)	636	1,428	1,639	1,029	890
	期末 利用 企業数	売り手企業(社)	1,634	2,055	3,784	5,809	9,111
		買い手企業(社)	1,595	1,883	1,595	1,655	2,068
		合計(社)	3,229	3,938	5,379	7,464	11,179

(注) 1. 「E M P 事業」の利用企業数には、「A S P 事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含まず、「A S P 事業」の利用企業数には、「E M P 事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

2. 「E M P 事業」の平成15年12月期における期末利用企業数の前期末対比での減少は、平成13年12月期及び平成14年12月期の代理店経由新規利用企業の解約数が増加したためであります。当社は、この結果を受けて平成15年12月期からの新規利用企業獲得における営業施策を代理店から主に当社が直接営業する方法へと転換しており、新規利用企業数の増加とともに解約数の減少及び「eマーケットプレイス」の場の活性化に努めてまいりました。

3. 外部環境について

(1) BtoB-EC（企業間電子商取引）市場の拡大可能性について

当社は、BtoB-EC（企業間電子商取引）市場を主な事業領域としており、同市場が引き続き拡大することが成長のための基本的な背景と考えております。日本における同市場の規模は、平成16年度において、前年比32.6%増の約102.7兆円となっており引き続き拡大基調にあります。当社が事業を展開しております食品業界におけるBtoB-EC（企業間電子商取引）も中小企業等のインターネットを利用したデータ交換による商取引の利用拡大を背景とし、前年比77.2%増の約2.4兆円と高い成長を示しております。（経済産業省「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」）

しかしながら、BtoB-EC（企業間電子商取引）市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社の期待どおりに同市場の拡大又は、食品業界でのBtoB-EC（企業間電子商取引）の普及が進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業間電子商取引市場の拡大が進んだ場合であっても、当社が同様なペースで順調に成長しない可能性もあります。

(2) 競合について

当社は、「FOODS Info Mart」において、「EMP事業」、「ASP事業」の総合的なサービスの提供とシステム連動により利用企業が効率的かつ効果的に活用できるフード業界電子商取引プラットフォームを構築しております。また、平成10年6月に「EMP事業」における「eマーケットプレイス」の運営を開始して以来（約8年間にわたり）、経営資源をフード業界に集中させてきた専門性及び利用企業全体でコストシェアすることが可能なASP方式の標準システムにより安価な価格帯を実現した価格優位性により競争力の強化及び競合他社との差別化に努めております。

しかしながら、当社と同様にフード業界に向け、インターネットを活用しシステムを提供している競合企業が存在しており、これらの企業及び新規参入企業との競合が激化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 当社の事業体制について

(1) 代表者への依存について

当社の代表取締役社長である村上勝照は、当社の創業者で創業以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営会議における役員及び部門長の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、平成18年5月末日現在において役員12名（常勤監査役1名及び非常勤監査役3名を含む）、従業員106名（臨時従業員19名を含む）という比較的小規模な組織で運営されており内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。また、人材の採用がスムーズに行われなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. その他

(1) 調達資金の使途について

当社が今回計画している公募増資による資金調達の使途につきましては、「FOODS Info Mart」システム及び社内業務システムに関わる設備投資資金へ一部充当する予定であり、残額につきましては、さらなる事業拡大に対応した「FOODS Info Mart」システム拡充のための資金等に備えて、具体的な資金需要が発生するまでは安全性の高い金融商品で運用する予定であります。また、これらの投資時期については、「FOODS Info Mart」の利用企業からの顧客ニーズを重視し、検討の上、適切なタイミングで実施する方針であります。

当社の現時点での資金使途の計画は以上のとおりであります。当社を取り巻く外部環境の変化等に伴い、当該調達資金が上記以外に振り向けられる可能性もあります。また、急激な事業環境の変化等により、上記の投資が期待どおりの成果をあげられない可能性もあります。

(2) 新株引受権及び新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、平成12年10月31日開催の臨時株主総会決議に基づく第1回無担保新株引受権付社債発行により、また、旧商法第280条ノ19第1項並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に従い、平成13年10月5日開催の臨時株主総会決議、平成14年3月29日開催の定時株主総会決議、平成15年3月28日開催の定時株主総会決議、平成16年3月30日開催の定時株主総会決議、平成16年10月28日開催の臨時株主総会決議、平成17年1月28日開催の臨時株主総会決議、平成17年11月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株引受権及び新株予約権（以下「ストックオプション」という。）を付与しております。さらに平成12年10月31日開催の臨時株主総会決議に基づく第2回無担保新株引受権付社債発行により事業上の必要性から取引先1社に対しストックオプションを付与しております。

これらのストックオプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。平成18年5月末現在、これらのストックオプションによる潜在株式数は、12,445株であり、公募増資前の発行済株式総数28,180株の44.2%に相当しております。

なお、ストックオプションの費用計上を義務づける会計基準が企業会計基準委員会により平成17年12月27日に制定（企業会計基準第8号）されたことにより今後のストックオプションの発行は、当社の業績及び財政状態に影響を与えるため、今後もストックオプション制度を継続していくかどうかについては、慎重に検討していく予定であります。

新株引受権及び新株予約権の詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況及び(6)ストックオプション制度の内容」をご参照下さい。

(3) 三菱商事株式会社及び三井物産株式会社との関係について

三菱商事株式会社及び三井物産株式会社は、本書提出日現在、それぞれ当社の発行済株式総数の20.0%を所有しております。なお、当社が株式を公開した直後において両社の持株比率は当社の発行済株式総数の15.6%に低下する見込みであります。また、当社の社外取締役2名は両社の従業員各1名を兼任しております。

当社は、平成12年10月に実施した第三者割当増資に際して三菱商事株式会社及び三井物産株式会社からの資本参加を受けて以来、当社の企業体制の確立及びBtoB-EC（企業間電子商取引）市場での事業拡大に向けて、両社との間に良好な関係を築いてまいりました。

しかしながら、現時点では想定しておりませんが、三菱商事株式会社及び三井物産株式会社の経営方針の変更等、何らかの理由により当社と両社との関係が将来において変化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態

流動資産は、前期末比201,723千円増の825,381千円となりました。これは、主として売上高の増加に伴い、現金及び預金が前期末比135,465千円増の299,377千円、売掛金が前期末比80,917千円増（主な内訳 - システム使用料等：同55,203千円増、決済代行サービス：同21,580千円増）の417,634千円となったことによるものであります。

固定資産は、前期末比8,393千円減の445,945千円となりました。これは、主として「FOODS Info Mart」の開発に伴い、無形固定資産であるソフトウェアが増加し、前期末比69,390千円増の354,574千円となったものの、税効果会計に基づく繰延税金資産が前期末比90,665千円減の5,704千円となったことによるものであります。

流動負債は、前期末比18,696千円増の406,647千円となりました。これは、買掛金が前期末比25,993千円増（主な内訳 - 決済代行サービス：同20,947千円増、アウトレットマート：同6,547千円増）の211,309千円及びデータセンター費等の増加により未払金が前期末比42,836千円増の58,311千円となったことによるものであります。また短期借入金の全額返済により、短期借入金が前期末比85,000千円減少しました。

資本の部は、当期純利益174,633千円を計上したことにより、前期末比174,633千円増の864,679千円となりました。

(2) 経営成績

売上高

当期は、「eマーケットプレイス」（EMP事業）、「ASP受発注システム」（ASP事業）に加え商品規格書データベース「FOODS信頼ネット」（ASP事業）の提供がスタートし、新規利用企業の獲得、利用システムの拡販、3つのシステムの連動により顧客利便性の向上を追求してまいりました。また、利用企業がシステムの利便性をさらに高めるため、取引先を積極的に紹介していただくサイクルが進んだことにより、利用企業数は計画を上回る水準で推移いたしました。その結果、当期末の「FOODS Info Mart」利用企業数は、前期末比3,715社増の11,179社（売り手企業：同3,302社増の9,111社、買い手企業：同413社増の2,068社）となり、当期の売上高は1,482,636千円と前期比341,362千円（29.9%）の増加となりました。

事業部門別の概況は、次のとおりであります。

() EMP事業

当期は、積極的な新規利用企業獲得の営業活動に加え、当社サービスの認知度の向上により、新規利用企業数が増加いたしました。また、調達・商品カタログ数の増加、内容の充実を中心とした継続的なコンサルティング・顧客フォローの実施を通じ、「eマーケットプレイス」の場の活性化に努めてまいりました。

その結果、当期末の「EMP事業」の利用企業数（注1）は、前期末比596社増の3,631社（売り手企業：同299社増の1,777社、買い手企業：同297社増の1,854社）となり、当期のEMP事業の売上高は900,796千円と前期比89,919千円（11.1%）の増加となりました。

() ASP事業

当期は、既存利用企業からの新規紹介案件が増加したことから「ASP受発注システム」の受注が引き続き順調であり、また、利用企業が活用する「棚卸システム」等のサービス数も着実に増加いたしました。また、当期4月に「FOODS信頼ネット」のサービス提供を開始いたしました。

その結果、当期末の「ASP事業」の利用企業数（注2）は、前期末比3,119社増の7,548社（売り手企業：同3,003社増の7,334社、買い手企業：同116社増の214社）となりました。また、当期末の「ASP受発注システム」の買い手企業の稼働店舗数は、前期末比2,586店舗増の4,861店舗であり、当期の年間ASP受発注取引金額は前期比720億円増の1,324億円と拡大しております。さらに、当期末の「FOODS信頼ネット」の商品規格書掲載数は、8,520アイテムとなりました。

以上から当期のA S P事業の売上高は581,839千円と前期比251,443千円(76.1%)の増加となりました。

- (注) 1. 「E M P事業」の利用企業数には、「A S P事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。
2. 「A S P事業」の利用企業数には、「E M P事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

売上原価・売上総利益

当期の売上原価は、前期比78,905千円(19.2%)増の489,412千円となりました。これは「FOODS Info Mart」開発に係る無形固定資産のソフトウェア減価償却費が前期比29,564千円増の107,743千円、データセンター費が前期比45,366千円増の106,622千円に増加したこと等によるものであります。以上の結果、売上総利益は前期比262,456千円(35.9%)増の993,224千円となりました。また、売上総利益率は増収により前期比3.0ポイント増の67.0%となりました。

販売費及び一般管理費

当期の販売費及び一般管理費は、前期比113,935千円(19.4%)増の700,379千円となりました。これは主として従業員の増加等に伴い給与手当が前期比19,522千円増の236,457千円、賞与が前期比30,299千円増の89,372千円及び法定福利費が前期比7,562千円増の44,362千円、また業容の拡大に伴い、販売促進費が前期比14,609千円増の57,572千円及び支払手数料が前期比15,558千円増の55,808千円となるなど、経費も全体的に増加したことによるものであります。

営業利益・経常利益・当期純利益

当期の営業利益は、上記～の結果、前期比148,521千円(102.9%)増の292,844千円となりました。経常利益は前期比149,056千円(104.1%)増の292,260千円となり、売上高経常利益率は、前期比7.2ポイント増の19.7%となりました。当期の特別損益においては、福岡カスタマーセンターの移転に伴い、特別損失が前期比8,437千円増の8,833千円となりました。また、前事業年度において繰延税金資産を計上しており、法人税等調整額が164,073千円から105,471千円となりました。この結果、当期純利益は前期比128,925千円(42.5%)減の174,633千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物(以下、「資金」)の残高は、無形固定資産の取得による支出186,324千円及び売上債権の増加80,917千円等の減少要因があったものの、税引前当期純利益283,426千円、減価償却費120,353千円等の増加要因により、前期比135,465千円増の299,377千円となりました。

当期中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、423,744千円となり、前期比245,079千円増加いたしました。主な支出要因として、売上高の伸長による売上債権の増加80,917千円があったものの、税引前当期純利益283,426千円、減価償却費120,353千円等の収入要因が上回ったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は203,278千円となり、前期比59,551千円増加いたしました。主な支出要因は、「FOODS Info Mart」の開発に伴う無形固定資産の取得による支出186,324千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、85,000千円となりました。これは、短期借入金の返済85,000千円によるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2事業の状況 4事業等のリスク」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は210百万円であります。その主なものは「FOODS Info Mart」サイト開発費191百万円、コンピュータ及び周辺機器の購入11百万円であります。

なお、当事業年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成17年12月31日現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	事務所 サーバー パソコン 什器等	9,285	18,289	354,574	10,676	392,825	68 (12)
福岡カスタマーセンター (福岡市中央区)	事務所 パソコン等	1,414	536			1,950	12 (4)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 現在休止中の設備はありません。
 3. 従業員数は就業人員を記載しており、臨時従業員は()内に外数で記載しております。
 4. 上記のほか主要な賃借資産として以下のものがあります。

事業所名	設備の内容	面積	年間賃借料(千円)
本社	事業所	458.50m ²	32,867
福岡カスタマーセンター	同上	167.96m ²	7,926
本社	サーバーシステム		116,795

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等(平成18年5月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工年月 (予定)	完成年月 (予定)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都港区)	データベースキャッシュサーバーソフトウェア	100,000		増資資金	平成18年8月	平成18年12月
	社内開発設備の増強	30,000		増資資金	平成18年9月	平成18年10月
	顧客サポート向上用ソフトウェア	30,000		増資資金	平成18年10月	平成18年12月

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等(平成18年5月31日現在)

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	112,720
計	112,720

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	28,180	非上場
計	28,180	

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権の内容

第1回無担保新株引受権付社債 (平成12年10月31日発行)	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株引受権の残高 (千円)	92,500	92,500
新株引受権の行使により発行する株式の発行価格(円)	50,000	同左
資本組入額 (円)	25,000	同左

- (注) 1. 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。
2. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

第2回無担保新株引受権付社債 (平成12年10月31日発行)	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株引受権の残高 (千円)	50,000	50,000
新株引受権の行使により発行する株式の発行価格(円)	50,000	同左
資本組入額 (円)	25,000	同左

- (注) 1. 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。
2. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権

(平成13年10月5日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,955	1,955
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	40,000	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月6日から 平成23年10月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

- (注) 1. 当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入による場合も含むものとし、以下同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
 (1株未満の株式は切り捨てる)

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社との吸収合併または新設合併を行う場合、当社は必要と認める発行価格の調整を行う。

3. 新株引受権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役または従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任および監査役への就任の場合は除く。
 対象者は、新株引受権の譲渡、質入その他の処分をしてはならない。
 その他の条件については、臨時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めてあります。
4. 新株引受権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。
5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株引受権の目的となる株式の数、新株引受権の行使時の払込金額、新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成14年3月29日定時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	75	75
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	60,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年3月30日から 平成24年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

(注) 1. 当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入による場合も含むものとし、以下同様とする。)または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
 (1株未満の株式は切り捨てる)

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社との吸収合併または新設合併を行う場合、当社は必要と認める発行価額の調整を行う。

3. 新株引受権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役または従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任および監査役への就任の場合は除く。
 対象者は、新株引受権の譲渡、質入その他の処分をしてはならない。
 その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めてあります。
4. 新株引受権の目的たる株式の数は定時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。
5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株引受権の目的となる株式の数、新株引受権の行使時の払込金額、新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
 (平成15年3月28日定時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数 (個)	38	38
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	190	190
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	60,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年3月29日から 平成25年3月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は1株当たり払込金額} \times \text{処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。但し、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
 新株予約権の譲渡はできないものとする。
 その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
4. 新株予約権の目的たる株式の数は、定時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。
5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成16年3月30日定時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	37	37
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	185	185
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000	同左
新株予約権の行使期間	平成18年3月31日から 平成26年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。

新株予約権者及びその相続人は新株予約権を他に譲渡することはできない。

その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

4. 新株予約権の目的たる株式の数は、定時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成16年10月28日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,388	1,388
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,940	6,940
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月1日から 平成26年10月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

(注)1. 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

調整後払込金額 = $\frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとする。

新株予約権者は行使期間における一暦年間毎の行使可能な新株予約権個数に従い行使するものとする。(権利行使に係る振込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えない新株予約権の個数)

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「株式会社インフォーマート新株予約権付与契約書」に定めております。

4. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成17年1月28日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	32	31
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160	155
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月29日から 平成27年1月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

(注)1. 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「株式会社インフォーマット新株予約権付与契約書」に定めております。

4. 新株予約権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。

5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(平成17年11月17日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数 (個)	19	19
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	95	95
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	120,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年11月18日から 平成27年11月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左

(注) 1. 当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

株式の分割及び調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(併合の場合は減少株式数を減ずる)

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「株式会社インフォーマット新株予約権付与契約書」に定めております。

4. 新株予約権の目的たる株式の数は、臨時株主総会決議における発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失による株式減少数を控除した数を記載しております。
5. 平成17年12月5日付で1株を5株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年12月15日(注1)	466	5,596	69,900	559,650	69,900	458,650
平成13年12月22日(注2)	40	5,636	5,000	564,650	5,100	463,750
平成14年3月29日(注3)		5,636		564,650	463,750	
平成17年12月5日(注4)	22,544	28,180		564,650		

(注) 1. 有償・第三者割当

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

割当先：株式会社三和銀行(現：株式会社三菱東京UFJ銀行)(200株)、株式会社三井住友銀行(66株)、東京惣菜株式会社(66株)、多田修二(50株)、一色忠雄(50株)、高柳実仁(34株)

2. 第2回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権の権利行使

発行価格 250,000円

資本組入額 125,000円

行使者：尾上達矢(20株)、服部友康(10株)、松坂萬丈(10株)

3. 欠損補填に伴う資本準備金減少

4. 発行済株式総数は平成17年12月5日付の株式分割(1:5)により、22,544株増加しております。

(4) 【所有者別状況】

平成18年5月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1		5	1		11	18	
所有株式数 (株)		1,000		13,025	1,720		12,435	28,180	
所有株式数 の割合(%)		3.55		46.22	6.10		44.13	100.00	

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,180	28,180	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
端株			
発行済株式総数	28,180		
総株主の議決権		28,180	

【自己株式等】

平成18年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

(6) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議によるもの

決議年月日	平成13年10月5日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 当社従業員 46
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	509(注1, 2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	200,000(注1)
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 1. 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2. 付与対象者の退職等による権利の喪失及び役職変更により、平成18年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役3名(900株)、監査役2名(100株)、従業員26名(955株)、合計1,955株となっております。

決議年月日	平成14年3月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 15
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	26(注1, 2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	300,000(注1)
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 1. 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成18年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員7名(75株)となっております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権によるもの

決議年月日	平成15年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	40(注1, 2)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300,000(注1)
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- (注) 1. 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。
2. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成18年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役1名(50株)、監査役1名(25株)、従業員7名(115株)、合計190株となっております。

決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	49(注1, 2)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300,000(注1)
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- (注) 1. 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。
2. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成18年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、取締役1名(60株)、従業員14名(125株)、合計185株となっております。

決議年月日	平成16年10月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	1,388(注1)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	350,000(注1)
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 1. 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

決議年月日	平成17年1月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 34
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	42(注1, 2)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	350,000(注1)
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 1. 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成18年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員28名（155株）となっております。

決議年月日	平成17年11月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	20(注1, 2)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600,000(注1)
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 1. 上記の表に記載の株式の数は新株予約権付与時の株式数及び払込金額であります。平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割したことに伴い、株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

2. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成18年5月31日現在の付与対象者の区分及び人数並びに株式の数は、従業員17名(95株)となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財務状態を勘案し、決定していく所存であります。平成16年12月期までは、累積損失の解消及び内部留保の確保を優先させたため、無配としてまいりましたが、平成17年12月期において、3期連続の黒字決算、借入金の完済及び今後の計画等を踏まえ、事業拡大のために必要な内部留保を確保しながら、配当の実施を開始いたしました（平成17年12月期実績：配当性向30.0%）。今後につきましても、利益配当による株主に対する利益還元を重視してまいります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場のため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		村上 勝照	昭和40年 6月16日	昭和58年 4月 山口県信用農業協同組合連合会入社 昭和61年 4月 株式会社建友入社 平成 7年10月 株式会社ホームクリエーション入社 代表取締役社長就任 平成10年 2月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	5,600
専務取締役		米多比 昌治	昭和37年 5月27日	昭和61年 4月 株式会社ノアコーポレーション入社 平成 6年 4月 エコサポート設立 代表就任 平成10年 2月 当社入社 専務取締役就任(現任)	1,400
常務取締役	管理本部長	藤田 尚武	昭和43年 6月 8日	平成 4年 4月 日産トレーディング株式会社入社 平成 9年 7月 シーアイエス株式会社入社 平成13年 1月 当社入社 管理本部長(現任) 平成13年10月 取締役就任 平成17年 1月 常務取締役就任(現任)	400
取締役	開発本部長	長瀬 修	昭和42年 4月21日	平成 6年 8月 エス・オー・エム有限会社設立 代表取締役就任 平成13年 9月 当社入社 開発本部長(現任) 平成15年 3月 取締役就任(現任)	
取締役		山本 泰生	昭和33年 8月22日	昭和56年 4月 三菱商事株式会社入社 平成13年10月 当社取締役就任(現任) 平成18年 4月 三菱商事株式会社生活産業グループ コンシューマー・サービスユニット マネージャー就任(現任)	
取締役		佐藤 一夫	昭和30年 8月27日	昭和53年 4月 三井物産株式会社入社 平成15年11月 当社取締役就任(現任) 平成18年 3月 三井物産株式会社食料・リテール本 部フードサービス部部长就任(現 任)	
取締役		遠藤 滋	昭和 9年 7月 8日	平成 8年 6月 三井物産株式会社専務取締役就任 平成12年 7月 ハチソン ワンポア ジャパン株式 会社代表取締役社長就任(現任) 平成13年10月 当社取締役就任(現任)	
取締役		加藤 一隆	昭和17年10月 9日	平成11年 6月 株式会社ジェフグルメカード 代表取締役就任(現任) 平成13年 5月 社団法人日本フードサービス協会 専務理事就任(現任) 平成13年11月 当社取締役就任(現任)	
常勤監査役		清水 武	昭和30年10月28日	昭和54年 4月 石橋産業株式会社入社 平成12年12月 当社入社 管理本部総務部長 平成14年 3月 当社監査役就任(現任)	
監査役		尾上 達矢	昭和16年10月29日	平成元年 6月 株式会社伊勢丹取締役就任 平成13年 3月 当社監査役就任(現任)	100
監査役		磯田 拓郎	昭和11年 3月14日	昭和63年12月 大和証券株式会社専務取締役就任 平成 2年 1月 日本インベストメント・ファイナ ンス株式会社代表取締役社長就任 平成11年 7月 株式会社磯田アソシエイツ代表取締 役社長就任(現任) 平成12年 9月 当社取締役就任 平成13年11月 当社監査役就任(現任)	
監査役		服部 友康	大正14年 2月 7日	昭和59年 6月 株式会社伊勢丹副社長就任 平成 5年 6月 株式会社伊勢丹相談役就任 平成18年 3月 当社監査役就任(現任)	50
計					7,550

(注) 取締役山本泰生、佐藤一夫、遠藤滋及び加藤一隆は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
監査役尾上達矢及び服部友康は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

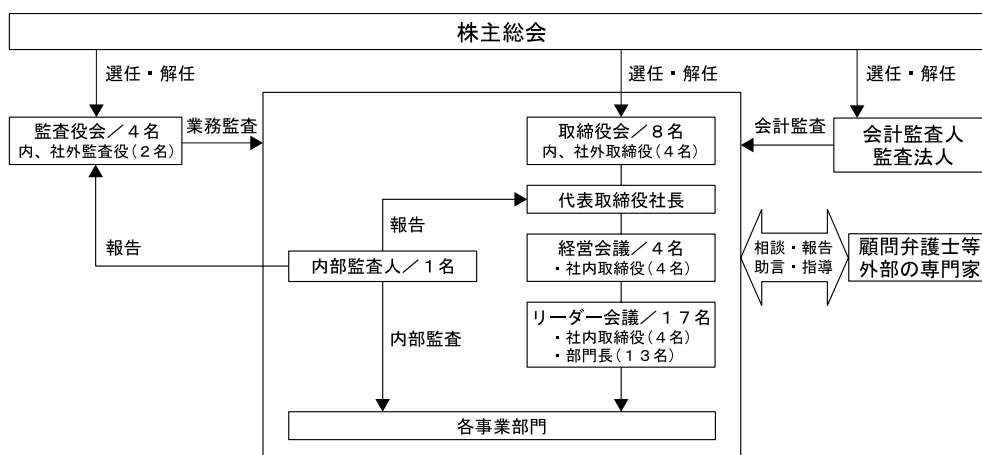
当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項として以下のとおり取り組んでおります。

1. 迅速かつ適切な情報開示の実施を通して、株主に対する説明責任を果たしてまいります。
2. 迅速な意思決定及び業務執行のため、経営体制を強化してまいります。
3. 経営監視体制及びコンプライアンス体制の継続的な強化を通して、ステークホルダー（利害関係者）の信頼を得てまいります。

今後も、会社の規模拡大に応じ、コーポレート・ガバナンス体制を適時改善しながら、より一層の充実を図ってまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社の経営上の意思決定、業務執行及び内部統制に係る経営組織の概要



取締役会

取締役会は、8名の取締役により構成され、うち4名が社外取締役であります。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。社外取締役は、社外の独立した立場から経営に対する適切な指導を行っております。

経営会議

当社では、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催しております。経営会議は、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。また、経営会議の下部会議体として社内取締役及び各部門長が出席するリーダー会議を毎月の月初に開催し、前月の部門の業務執行状況及び今後のアクションプランが報告され、十分な議論を行っております。

監査役会

当社では、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は取締役会などの会社の重要な会議に出席しているほか、監査役会で策定した方針や分担に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監視・監査しております。

内部監査

内部監査は、組織上独立した内部監査人（1名）が行っております。内部監査人は、代表取締役社長により直接任命され、監査の結果を代表取締役社長に対し直接報告しております。

内部監査人は、当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行います。

内部監査人、監査役会及び会計監査人は、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

監査法人等

当社は、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。また、法律事務所等の外部の専門家と顧問契約を結び、経営全般にわたって適宜助言を受けております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社では、取締役会において、代表取締役社長をはじめ、取締役がリスク管理体制について協議、確認し、経営会議及びリーダー会議を通じ、各部門所属長から各部門へ展開することで、リスク管理の意識向上を図っております。

また、情報に係るセキュリティ体制を強化するために ISMS 委員会を設置しており、情報に関する取扱いの重要性・方法について全社員に周知・徹底しております。

さらに、重要な法務上、税務上及び会計上の課題については、適宜、弁護士、税理士及び会計士に相談しながら必要な検討を行っております。

(4) 役員報酬の内容

第8期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 50,339千円（第8期において社外取締役への報酬はございません。）

監査役を支払った報酬 8,000千円（第8期において社外監査役への報酬はございません。）

合計 58,339千円

(5) 監査報酬の内容

第8期における当社の監査法人トーマツに対する報酬は以下のとおりであります。

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 10,000千円

なお、上記以外の報酬はございません。

また、業務を執行した公認会計士の氏名は、指定社員業務執行社員 猪瀬忠彦、指定社員業務執行社員 吉村孝郎であり、監査証明業務にかかる補助者は、公認会計士3名、会計士補3名、その他1名であります。

(6) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係の概要

当社は、当社の大株主上位10名にあたる三菱商事株式会社及び三井物産株式会社より、社外取締役としてそれぞれ1名選任しております。三菱商事株式会社及び三井物産株式会社との関係については、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」及び「第2事業の状況 4 事業等のリスク 5 . その他 (3) 三菱商事株式会社及び三井物産株式会社との関係について」に記載のとおりであります。

社外監査役尾上達矢は、当社株式を100株、社外監査役服部友康は、当社株式を50株、それぞれ保有しておりますが、当社との人的関係又は取引関係その他利害関係はございません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度(平成16年1月1日から平成16年12月31日まで)及び当事業年度(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成16年12月31日)		当事業年度 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		163,912		299,377	
2 売掛金		336,717		417,634	
3 貯蔵品		4,344		2,154	
4 前渡金		5,229		3,626	
5 前払費用		4,807		6,351	
6 繰延税金資産		110,703		95,898	
7 その他		6,949		6,534	
貸倒引当金		9,005		6,196	
流動資産合計		623,657	57.9	825,381	64.9
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		7,087		13,505	
減価償却累計額		1,403	5,684	2,806	10,699
(2) 工具器具及び備品		65,200		75,447	
減価償却累計額		49,794	15,406	56,622	18,825
有形固定資産合計		21,090	2.0	29,525	2.3
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		285,183		354,574	
(2) ソフトウェア仮勘定		-		10,676	
(3) 商標権		7,462		6,395	
(4) その他		677		695	
無形固定資産合計		293,324	27.1	372,342	29.3
3 投資その他の資産					
(1) 敷金保証金		33,944		38,058	
(2) 保険積立金		8,837		-	
(3) 繰延税金資産		96,370		5,704	
(4) その他		772		315	
投資その他の資産合計		139,924	13.0	44,078	3.5
固定資産合計		454,339	42.1	445,945	35.1
資産合計		1,077,997	100.0	1,271,327	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成16年12月31日)		当事業年度 (平成17年12月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
1			185,315		211,309	
2			85,000		-	
3			15,474		58,311	
4			14,455		21,188	
5			3,322		7,956	
6			13,370		17,436	
7			62,244		78,834	
8			7,343		10,186	
9			1,425		1,425	
			387,951	36.0	406,647	32.0
			387,951	36.0	406,647	32.0
(資本の部)						
資本金						
	1		564,650	52.4	564,650	44.4
利益剰余金						
1		125,396		300,029		
			125,396	11.6	300,029	23.6
			690,046	64.0	864,679	68.0
			1,077,997	100.0	1,271,327	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)		当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高					
1 EMP事業					
(1)システム使用料等売上高		603,332		673,354	
(2)アウトレットマート売上高		207,544		227,441	
合計		810,877		900,796	
2 ASP事業		330,395	1,141,273	581,839	1,482,636
100.0					100.0
売上原価					
1 EMP事業					
(1)システム使用料等売上原価		147,572		149,553	
(2)アウトレットマート売上原価		189,694		208,086	
合計		337,266		357,640	
2 ASP事業		73,239	410,506	131,771	489,412
36.0					33.0
売上総利益			730,767		993,224
64.0					67.0
販売費及び一般管理費	1		586,444		700,379
51.4					47.2
営業利益			144,323		292,844
12.6					19.8
営業外収益					
1 受取利息		2		1	
2 その他		364	366	23	24
0.0					0.0
営業外費用					
1 支払利息		1,486	1,486	609	609
0.1					0.1
経常利益			143,203		292,260
12.5					19.7
特別損失					
1 固定資産除却損	2	396		3,310	
2 移転費用		-		652	
3 解約金		-		757	
4 原状回復費用		-		919	
5 保険解約損		-	396	3,193	8,833
0.0					0.6
税引前当期純利益			142,807		283,426
12.5					19.1
法人税、住民税及び事業税		3,322		3,322	
法人税等調整額		164,073	160,751	105,471	108,793
14.1					7.3
当期純利益			303,558		174,633
26.6					11.8
前期繰越利益又は前期繰越損失()			178,162		125,396
当期未処分利益			125,396		300,029

売上原価明細書

E M P事業売上原価明細書

(1)システム使用料等売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年12月31日)		当事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1. 支払手数料		49,483	33.5	35,543	23.7
2. 決済代行システム手数料		21,928	14.9	25,830	17.3
3. ソフトウェア減価償却費		50,454	34.2	60,829	40.7
4. データセンター費		21,311	14.4	26,425	17.7
5. その他		4,394	3.0	924	0.6
システム使用料等売上原価		147,572	100.0	149,553	100.0

(注)製品・仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。

(2)アウトレットマート売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年12月31日)		当事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1. 期首商品棚卸高					
2. 当期商品仕入高		189,694	100.0	208,086	100.0
3. 期末商品棚卸高					
アウトレットマート売上原価		189,694	100.0	208,086	100.0

(注)製品・仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。

A S P事業売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年 1月 1日 至 平成16年12月31日)		当事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1. 支払手数料		4,234	5.8	4,583	3.5
2. ソフトウェア減価償却費		27,725	37.9	46,914	35.6
3. データセンター費		39,944	54.5	80,197	60.9
4. その他		1,335	1.8	77	0.0
A S P事業売上原価		73,239	100.0	131,771	100.0

(注)製品・仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。

【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成16年 1月 1日 至 平成16年12月31日)	(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益		142,807	283,426
2 減価償却費		89,823	120,353
3 貸倒引当金の増減額(は減少)		3,051	2,809
4 受取利息及び受取配当金		2	1
5 支払利息		1,486	609
6 固定資産除却損		396	3,310
7 売上債権の増減額(は増加)		44,282	80,917
8 仕入債務の増減額(は減少)		12,313	25,993
9 前受金の増減額(は減少)		7,594	16,590
10 その他		10,192	60,954
小計		183,565	427,510
11 利息及び配当金の受取額		2	1
12 利息の支払額		1,580	445
13 法人税等の支払額		3,322	3,322
営業活動によるキャッシュ・フロー		178,665	423,744
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の売却による収入		550	-
2 有形固定資産の取得による支出		11,820	18,124
3 無形固定資産の取得による支出		135,365	186,324
4 敷金保証金の返金による収入		6,802	839
5 敷金保証金の差入による支出		550	5,081
6 その他		3,343	5,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		143,726	203,278
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入れによる収入		100,000	-
2 短期借入金の返済による支出		115,000	85,000
3 その他		75	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		15,075	85,000
現金及び現金同等物の増加額(は減少)		19,863	135,465
現金及び現金同等物の期首残高		144,048	163,912
現金及び現金同等物の期末残高		163,912	299,377

【利益処分計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月29日)		当事業年度 (平成18年3月22日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
当期未処分利益			125,396		300,029
利益処分額					
1 利益準備金		-		5,241	
2 配当金		-	-	52,414	57,656
次期繰越利益			125,396		242,373

(注) 日付は株主総会承認日であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法	貯蔵品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における見込利用期間(5年以内)による定額法を採用しております。 商標権については10年で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 定額法
3 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

追加情報

前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	(法人事業税の外形標準課税制度) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当期から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が4,634千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成16年12月31日)	当事業年度 (平成17年12月31日)
<p>1 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 20,520株 発行済株式総数 普通株式 5,636株</p> <p>2 平成14年3月29日開催の定時株主総会において、 下記の欠損填補を行っております。 資本準備金 463,750千円</p>	<p>1 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 普通株式 102,600株 発行済株式総数 普通株式 28,180株</p> <p>2</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																																								
<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当</td><td>216,934千円</td></tr> <tr><td>賞与</td><td>59,072千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>42,962千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>40,969千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>40,249千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>38,833千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>36,800千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>36,500千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>9,415千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>8,555千円</td></tr> </table> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具器具及び備品 396千円</p>	給与手当	216,934千円	賞与	59,072千円	販売促進費	42,962千円	旅費交通費	40,969千円	支払手数料	40,249千円	賃借料	38,833千円	法定福利費	36,800千円	役員報酬	36,500千円	減価償却費	9,415千円	貸倒引当金繰入額	8,555千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当</td><td>236,457千円</td></tr> <tr><td>賞与</td><td>89,372千円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>57,572千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>55,808千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>45,500千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>44,362千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>41,374千円</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>40,466千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>8,756千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>6,171千円</td></tr> </table> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 705千円 工具器具及び備品 181千円 ソフトウェア 2,423千円 合計 3,310千円</p>	給与手当	236,457千円	賞与	89,372千円	販売促進費	57,572千円	支払手数料	55,808千円	役員報酬	45,500千円	法定福利費	44,362千円	旅費交通費	41,374千円	賃借料	40,466千円	減価償却費	8,756千円	貸倒引当金繰入額	6,171千円
給与手当	216,934千円																																								
賞与	59,072千円																																								
販売促進費	42,962千円																																								
旅費交通費	40,969千円																																								
支払手数料	40,249千円																																								
賃借料	38,833千円																																								
法定福利費	36,800千円																																								
役員報酬	36,500千円																																								
減価償却費	9,415千円																																								
貸倒引当金繰入額	8,555千円																																								
給与手当	236,457千円																																								
賞与	89,372千円																																								
販売促進費	57,572千円																																								
支払手数料	55,808千円																																								
役員報酬	45,500千円																																								
法定福利費	44,362千円																																								
旅費交通費	41,374千円																																								
賃借料	40,466千円																																								
減価償却費	8,756千円																																								
貸倒引当金繰入額	6,171千円																																								

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)								
<p>現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成16年12月31日現在)</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>163,912千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>163,912千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	163,912千円	現金及び現金同等物	163,912千円	<p>現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成17年12月31日現在)</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>299,377千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>299,377千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	299,377千円	現金及び現金同等物	299,377千円
現金及び預金勘定	163,912千円								
現金及び現金同等物	163,912千円								
現金及び預金勘定	299,377千円								
現金及び現金同等物	299,377千円								

(リース取引関係)

前事業年度(自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成16年12月31日)	当事業年度 (平成17年12月31日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産) 流動資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 3,664千円 前受金益金算入 24,121千円 繰越欠損金 82,756千円 その他 161千円 計 110,703千円 固定資産 繰越欠損金 96,370千円 計 96,370千円 繰延税金資産合計 207,073千円	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産) 流動資産 未払事業税等 1,885千円 貸倒引当金繰入限度超過額 2,521千円 前受金益金算入 30,550千円 IT減税税額控除 11,369千円 繰越欠損金 49,197千円 その他 374千円 計 95,898千円 固定資産 減価償却超過額 5,704千円 計 5,704千円 繰延税金資産合計 101,602千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 42.05% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.87% 住民税均等割等 2.33% 評価性引当額 157.82% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 112.57%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.60% 住民税均等割等 1.17% IT減税税額控除 4.01% その他 0.07% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.38%

(持分法損益等)

前事業年度(自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成16年1月1日 至平成16年12月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び個人主要株主	村上 勝照			当社代表取締役社長	(被所有) 直接 19.87%			事務所及び社宅の被保証 (注1,2)			
役員	長瀨 修			当社取締役				社宅の被保証 (注1,2)			

(注) 1. 当社が賃借している事務所及び社宅に対する連帯保証であり、保証料の支払い及び担保の提供はありません。

2. 連帯保証件数及び連帯保証物件の年間賃借料は次の通りです。

氏名	被保証件数 (平成16年12月31日現在)	年間対象賃借料(千円) (自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)
村上 勝照	3 件	39,162
長瀨 修	1 件	1,395

3. 取引金額は消費税等抜きで表示しております。

当事業年度（自平成17年1月1日 至平成17年12月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び個人主要株主	村上 勝照			当社代表取締役社長	(被所有) 直接 19.87%			事務所及び社宅の被保証 (注1,2)			
役員	長瀨 修			当社取締役				社宅の被保証 (注1,2)			

(注) 1. 当社が賃借している社宅に対する連帯保証であり、保証料の支払い及び担保の提供はありません。

2. 連帯保証件数及び連帯保証物件の年間賃借料は次の通りです。

氏名	被保証件数 (平成17年12月31日現在)	年間対象賃借料(千円) (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
村上 勝照	1 件	39,162
長瀨 修		465

3. 代表取締役社長 村上 勝照との事務所の被保証取引は平成17年12月30日付けで、社宅の被保証取引は、平成18年2月12日付けで解消しております。

取締役 長瀨 修との社宅の被保証取引は、平成17年3月31日付けで解消しております。

4. 取引金額は消費税等抜きで表示しております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額	122,435円43銭	30,684円16銭
1株当たり当期純利益	53,860円69銭	6,197円08銭
	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p> <p>当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下の通りとなります。 1株当たり純資産額 24,487円09銭 1株当たり当期純利益10,772円14銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	303,558	174,633
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	303,558	174,633
普通株式の期中平均株式数(株)	5,636	28,180
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株引受権4種類(新株引受権の目的となる株式の数983株) 新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数1,471株)</p> <p>これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株引受権4種類(新株引受権の目的となる株式の数4,880株) 新株予約権5種類(新株予約権の目的となる株式の数7,570株)</p> <p>これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成16年1月1日 至平成16年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】(平成17年12月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,087	7,391	972	13,505	2,806	1,669	10,699
工具器具及び備品	65,200	11,891	1,645	75,447	56,622	8,291	18,825
有形固定資産計	72,288	19,282	2,617	88,953	59,428	9,961	29,525
無形固定資産							
ソフトウェア	456,468	180,451	11,672	625,247	270,673	108,637	354,574
ソフトウェア仮勘定		179,765	169,088	10,676			10,676
商標権	9,582			9,582	3,186	1,067	6,395
その他	677	17		695			695
無形固定資産計	466,728	360,234	180,760	646,202	273,860	109,704	372,342
長期前払費用	1,399	425	964	860	544	688	315

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

増加

無形固定資産	ソフトウェア	FOODS Info Martサイト開発費	169,088千円
	ソフトウェア仮勘定	FOODS Info Martサイト開発費	179,765千円

減少

無形固定資産	ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	169,088千円
--------	-----------	------------	-----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	85,000			
1年以内に返済予定の長期借入金				
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)				
合計	85,000			

(注) 「平均利率」については、当期末残高がないため記載しておりません。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(千円)		564,650			564,650
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	(5,636)	(22,544)	()	(28,180)
	普通株式 (千円)	564,650			564,650
	計 (株)	(5,636)	(22,544)	()	(28,180)
	計 (千円)	564,650			564,650
資本準備金及 びその他資本 剰余金	資本準備金 (千円)				
	その他資本剰余金 (千円)				
	計 (千円)				
利益準備金及 び任意積立金	利益準備金 (千円)				
	任意積立金 (千円)				
	計 (千円)				

(注) 発行済株式数の増加は、平成17年12月5日付をもって1株につき5株の割合による株式の分割を行ったことによるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,005	6,196	8,980	25	6,196

(注) 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、回収等による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成17年12月31日現在)

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	490
預金	
普通預金	298,887
合計	299,377

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)アプラス	110,134
三菱UFJファクター(株)	50,945
(株)クオーク	41,032
(株)東急ホテルチェーン	7,186
りそな決済サービス(株)	6,708
その他	201,626
合計	417,634

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
336,717	2,708,720	2,627,802	417,634	86.3	50.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 貯蔵品

区分	金額(千円)
出店申込書・規約等	438
パンフレット等	435
マニュアル	139
その他	1,141
合計	2,154

負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
(有)いしかわ水産	12,401
北田水産(株)	5,409
(有)寿がや	4,304
(株)木戸食品	4,204
日本ハム惣菜(株)	4,162
その他	180,827
合計	211,309

b 前受金

区分	金額(千円)
メイシス(株)	2,635
(社)日本フードサービス協会	2,391
魚勝	1,037
(有)ケイシステム	654
(有)シメセイきむら	520
その他	71,594
合計	78,834

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成18年12月期の第1四半期会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年3月31日）の四半期財務諸表は次のとおりであります。

なお、この四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」2.の3(1)及び(2)の規定に基づき企業会計審議会により公表された中間財務諸表作成基準に準じて作成されたものであり、当該別添「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく監査法人トーマツの手続きを実施しておりますが、監査は受けておりません。

四半期貸借対照表

区分	注記 番号	当第1四半期会計期間末 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1		現金及び預金	331,389
2		売掛金	361,267
3		貯蔵品	1,734
4		繰延税金資産	61,645
5		その他	20,415
		貸倒引当金	7,609
		流動資産合計	768,843
			62.1
固定資産			
1	1	有形固定資産	27,508
2		無形固定資産	
		(1) ソフトウェア	383,014
		(2) その他	17,981
		無形固定資産計	400,996
3		投資その他の資産	39,805
		固定資産合計	468,310
			37.9
		資産合計	1,237,153
			100.0

		当第1四半期会計期間末 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1		162,707		
2		32,644		
3		105,474		
4		2,187		
5		23,258		
6	2	44,324		
流動負債合計			370,595	30.0
負債合計			370,595	30.0
(資本の部)				
資本金				
利益剰余金			564,650	45.6
1		5,241		
2		296,666		
利益剰余金合計			301,907	24.4
資本合計			866,557	70.0
負債及び資本合計			1,237,153	100.0

四半期損益計算書

		当第1四半期会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	
売上高	1		433,601	100.0	
売上原価			138,462	31.9	
売上総利益			295,139	68.1	
販売費及び一般管理費			202,065	46.6	
営業利益			93,073	21.5	
営業外収益			0	0.0	
営業外費用			2,722	0.7	
経常利益			90,351	20.8	
税引前第1四半期純利益			90,351	20.8	
法人税、住民税及び事業税			830		
法人税等調整額			35,228	36,058	8.3
第1四半期純利益				54,292	12.5
前期繰越利益				242,373	
第1四半期末処分利益				296,666	

四半期キャッシュ・フロー計算書

		当第1四半期会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 税引前第1四半期純利益		90,351
2 減価償却費		33,976
3 貸倒引当金の増減額(は減少)		1,412
4 賞与引当金の増減額(は減少)		23,258
5 受取利息及び受取配当金		0
6 売上債権の増減額(は増加)		56,367
7 仕入債務の増減額(は減少)		48,602
8 前受金の増減額(は減少)		26,640
9 その他		35,191
小計		148,212
10 利息及び配当金の受取額		0
11 法人税等の支払額		3,322
営業活動によるキャッシュ・フロー		144,890
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有形固定資産の取得による支出		3,034
2 無形固定資産の取得による支出		60,543
3 敷金保証金の返金による収入		3,766
4 その他		652
投資活動によるキャッシュ・フロー		60,464
財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 配当金の支払額		52,414
財務活動によるキャッシュ・フロー		52,414
現金及び現金同等物の増加額(は減少)		32,011
現金及び現金同等物の期首残高		299,377
現金及び現金同等物の第1四半期末残高		331,389

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当第1四半期会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における見込利用期間(5年以内)による定額法を採用しております。 商標権については10年で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当第1四半期会計期間負担額を計上しております。
4 四半期キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
5 その他四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

会計処理の変更

当第1四半期会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当第1四半期会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成18年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	61,820千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税及び仮受消費税は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年3月31日)	
1 営業外費用のうち主要なもの 株式公開関連費用	2,722千円
2 減価償却実施額	
有形固定資産	2,391千円
無形固定資産	31,273千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年3月31日)	
現金及び現金同等物の第1四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	331,389千円
現金及び現金同等物	331,389千円

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年3月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成18年3月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年3月31日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当第1四半期会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	30,750円81銭
1株当たり第1四半期純利益	1,926円65銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり第1四半期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり第1四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり第1四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年3月31日)
第1四半期純利益(千円)	54,292
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る第1四半期純利益(千円)	54,292
普通株式の期中平均株式数(株)	28,180
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり第1四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株引受権4種類(新株引受権の目的となる株式の数4,880株) 新株予約権5種類(新株予約権の目的となる株式の数7,565株) これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年3月31日)
該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	12月31日
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	100株券、10株券、1株券
中間配当基準日	6月30日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.infomart.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】
当社には、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】
該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成17年3月1日	ハチソンハーパリングテクロロジーインベストメントリミテッド ドミニクライ	東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞ヶ関ビルディング26階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	三井物産株式会社代表取締役社長 槍田 松聖	東京都千代田区大手町1-2-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	328	114,800,000 (350,000) (注5)	保有比率の見直し
平成17年3月1日	ハチソンハーパリングテクロロジーインベストメントリミテッド ドミニクライ	東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞ヶ関ビルディング26階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	三菱商事株式会社代表取締役社長 小島順彦	東京都千代田区大手町2-3-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	128	44,800,000 (350,000) (注5)	保有比率の見直し
平成17年4月1日	多田 修二	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	FT15号投資事業組合	東京都千代田区一番町20-1	(注4)	200	120,000,000 (600,000) (注5)	所有者の事情による
平成17年12月27日	FT15号投資事業組合	東京都千代田区一番町20-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社ニッソン代表取締役社長 畷岡邦彦	東京都新宿区西新宿1-6-1	当社の取引先	165	19,800,000 (120,000) (注6)	取引先との関係強化
平成18年4月21日	多田 修二	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	一色 忠雄	広島県呉市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	30,000,000 (120,000) (注6)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第23条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日(平成16年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む、以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱要領2.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、上場前公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株券等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的關係会社並びにこれらの役員
 - (4) 証券会社(外国証券会社も含む。)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的關係会社
4. 当該移動後に、特別利害関係者等(大株主上位10名)となっております。
5. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式による価格等を基礎として、当事者間で協議の上決定された価格であります。
6. 移動価格は、移動前所有者の過去の売買事例による価格を基にして、当事者間で協議の上決定された価格であります。
7. 当社は、平成17年12月5日付をもって、普通株式1株を5株に分割しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成16年5月31日	平成16年10月29日	平成17年1月31日	平成17年12月1日
種類	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行数	49株(注4)	1,388株(注5)	42株(注6)	20株(注7)
発行価格	1株につき300,000円	1株につき350,000円	1株につき350,000円	1株につき600,000円
資本組入額	1株につき150,000円	1株につき175,000円	1株につき175,000円	1株につき300,000円
発行価額の総額	14,700,000円	485,800,000円	14,700,000円	12,000,000円
資本組入額の総額	7,350,000円	242,900,000円	7,350,000円	6,000,000円
発行方法	平成16年3月30日開催の定時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成16年10月28日開催の臨時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年1月28日開催の臨時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成17年11月17日開催の臨時株主総会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約			(注3)	(注3)

- (注) 1. 株式会社東京証券取引所の定める「上場前公募等規則」第25条並びに「上場前公募等規則の取扱い」第21条の規定に基づき、当社が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日(平成17年1月1日)以降において、株式割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下、「第三者割当等」という。)による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいう。以下同じ。)の割当を行っている場合には、当社は割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており、当社が同規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置を取ることとしております。
- 発行価格は、売買実績の価格及びディスカウントキャッシュフロー方式による価格等を基礎として決定した価格であります。
 - 当社は、当社従業員との間で、原則として割当を受けた新株予約権を新株予約権発行の効力発生日から上場日前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する旨の確約を行っております。
 - 平成17年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割しております。また、新株予約権割当契約締結後の退職により権利を喪失した従業員が5名おり、平成18年5月31日現在、発行数は185株、発行価格は60,000円、資本組入額は30,000円、発行価額の総額は11,100,000円、資本組入額の総額は5,550,000円となっております。
 - 平成17年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割しており、平成18年5月31日現在、発行数は6,940株、発行価格は70,000円、資本組入額は35,000円、発行価額の総額は485,800,000円、資本組入額の総額は242,900,000円となっております。
 - 平成17年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割しております。また、新株予約権割当契約締結後の退職により権利を喪失した従業員が6名おり、平成18年5月31日現在、発行数は155株、発行価格は70,000円、資本組入額は35,000円、発行価額の総額は10,850,000円、資本組入額の総額は5,425,000円となっております。
 - 平成17年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月5日付で普通株式1株を5株の割合で分割しております。また、新株予約権割当契約締結後の退職により権利を喪失した従業員が1名おり、平成18年5月31日現在、発行数は95株、発行価格は120,000円、資本組入額は60,000円、発行価額の総額は11,400,000円、資本組入額の総額は5,700,000円となっております。

8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

種類	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
行使時の 払込金額	1株につき60,000円	1株につき70,000円	1株につき70,000円	1株につき120,000円
行使請求期間	平成18年3月31日から 平成26年3月29日まで	平成19年1月1日から 平成26年10月27日まで	平成19年1月29日から 平成27年1月27日まで	平成19年11月18日から 平成27年11月16日まで
行使の条件及び 譲渡に関する事項	<p>新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使用することを要する。</p> <p>新株予約権発行時において当社の役員または従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社との関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。</p> <p>新株予約権者及びその相続人は新株予約権を他に譲渡することはできない。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとする。</p> <p>新株予約権者は行使期間における一暦年間毎の行使可能な新株予約権個数に従い行使するものとする。(権利行使に係る振込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えない新株予約権の個数)</p> <p>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「株式会社インフォマート新株予約権付与契約書」に定めております。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「株式会社インフォマート新株予約権付与契約書」に定めております。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会並びに取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結した「株式会社インフォマート新株予約権付与契約書」に定めております。</p>

2 【取得者の概況】

第2回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
長 濱 修	東京都中央区	会社役員	12	3,600,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
川 瀬 一	神奈川県鎌倉市	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社の従業員
鈴木 三徳	東京都大田区	会社員	3	900,000 (300,000)	当社の従業員
村 上 肇	東京都世田谷区	会社員	2	600,000 (300,000)	当社の従業員
吉 田 敏弘	東京都江東区	会社員	2	600,000 (300,000)	当社の従業員
諸 藤 誉	神奈川県川崎市中原区	会社員	2	600,000 (300,000)	当社の従業員
依 田 知丈	東京都墨田区	会社員	2	600,000 (300,000)	当社の従業員
尾 見 朋子	東京都大田区	会社員	2	600,000 (300,000)	当社の従業員
磯 部 洋一	東京都品川区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員
中 村 俊雄	千葉県野田市	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員
吉 川 由実	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員
竹 内 美穂	東京都品川区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員
立 山 智康	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員
平 田 宗生	東京都中野区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員
白 川 大輔	埼玉県上尾市	会社員	1	300,000 (300,000)	当社の従業員

(注) 1. 上記付与者は、平成16年3月30日開催の定時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権(ストックオプション)を付与したものを記載しております。

2. 割当株数及び価格(単価)は、平成17年12月5日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

3. 退職等の理由により権利を失効した付与者については記載しておりません。

第3回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
米多比昌治	福岡県福岡市東区	会社役員	272	95,200,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
藤田尚武	東京都江戸川区	会社役員	272	95,200,000 (350,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
長瀨修	東京都中央区	会社役員	272	95,200,000 (350,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
村上勝照	東京都港区	会社役員	172	60,200,000 (350,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)
中村多喜男	東京都大田区	会社員	100	35,000,000 (350,000)	当社の従業員
大島大五郎	東京都港区	会社員	100	35,000,000 (350,000)	当社の従業員
田川浩隆	東京都目黒区	会社員	100	35,000,000 (350,000)	当社の従業員
山内淳	福岡県福岡市城南区	会社員	50	17,500,000 (350,000)	当社の従業員
木村健治	東京都練馬区	会社員	50	17,500,000 (350,000)	当社の従業員

(注) 1. 上記付与者は、平成16年10月28日開催の臨時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権(ストックオプション)を付与したものを記載しております。

2. 割当株数及び価格(単価)は、平成17年12月5日付で実施された株式分割による調整前の数値でありませぬ。

第4回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
瀧口将司	千葉県船橋市	会社員	3	1,050,000 (350,000)	当社の従業員
川本里絵	福岡県福岡市中央区	会社員	2	700,000 (350,000)	当社の従業員
新開かおる	福岡県嘉穂郡桂川町	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
大月真美	福岡県筑紫野市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
野口垂樹	福岡県福岡市南区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
野瀬裕子	福岡県久留米市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
米澤俊一	東京都港区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
喜多雅	神奈川県鎌倉市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
斎藤寛之	千葉県千葉市稲毛区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
古田政人	東京都品川区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
齋藤文彦	神奈川県大和市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
山本大地	東京都大田区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
野田 直子	神奈川県川崎市中原区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
篠宮 春奈	東京都武蔵野市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
鈴木 静	東京都墨田区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
中村 由美	福岡県福岡市博多区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
羽根 真	東京都武蔵野市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
松岡 杏奈	福岡県久留米市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
土屋 雅嗣	神奈川県厚木市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
津田 一憲	神奈川県鎌倉市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
笹川 久美	東京都大田区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
直木 佑子	千葉県市川市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
西牧 千史	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
伊藤 正和	東京都葛飾区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
木村 明美	福岡県福岡市東区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
高木 利帆	福岡県筑紫野市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
上野 美里	熊本県荒尾市	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員
長友 彩香	東京都台東区	会社員	1	350,000 (350,000)	当社の従業員

- (注) 1. 上記付与者は、平成17年1月28日開催の臨時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権(ストックオプション)を付与したものを記載しております。
2. 割当株数及び価格(単価)は、平成17年12月5日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。
3. 退職等の理由により権利を失効した付与者については記載しておりません。

第5回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中井 康	東京都江東区	会社員	2	1,200,000 (600,000)	当社の従業員
荒木 克往	神奈川県川崎市高津区	会社員	2	1,200,000 (600,000)	当社の従業員
川瀬 一	神奈川県鎌倉市	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
宮澤 等	東京都江東区	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
桐田 雅子	千葉県習志野市	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小林 純子	千葉県我孫子市	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
上野 高志	東京都板橋区	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
林 利枝子	東京都品川区	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
秋田 歩	神奈川県横浜市磯子区	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
田中 紘子	東京都三鷹市	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
五十嵐 久美	東京都北区	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
加藤 亜希子	神奈川県綾瀬市	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
松村 理恵	東京都多摩市	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
森山 ゆかり	千葉県八千代市	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
神永 絵美	東京都江戸川区	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
山岸 仁志	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員
砂川 達	千葉県船橋市	会社員	1	600,000 (600,000)	当社の従業員

(注) 1. 上記付与者は、平成17年11月17日開催の臨時株主総会において平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権(ストックオプション)を付与したものを記載しております。

2. 割当株数及び価格(単価)は、平成17年12月5日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

3. 退職等の理由により権利を失効した付与者については記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
村上 勝照 (注1、2)	東京都港区	7,210 (1,610)	17.75 (3.96)
三菱商事株式会社 (注2)	東京都千代田区丸の内二丁目3-1	5,640	13.88
三井物産株式会社 (注2)	東京都千代田区大手町一丁目2-1	5,640	13.88
米多比 昌治 (注2、3)	福岡県福岡市東区	3,660 (2,260)	9.01 (5.56)
藤田 尚武 (注3)	東京都江戸川区	2,110 (1,710)	5.19 (4.21)
多田 修二 (注2)	東京都大田区	2,000	4.92
ハチソンハーバーリングテクノロジーインベストメンツリミテッド (注2)	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2-5 霞ヶ関ビルディング26階	1,720	4.23
長瀨 修 (注3)	東京都中央区	1,620 (1,620)	3.99 (3.99)
一色 忠雄 (注2)	広島県呉市	1,500	3.69
三菱UFJキャピタル株式会社 (注2)	東京都中央区京橋二丁目14-1	1,250	3.08
株式会社ジェフグルメカード	東京都港区浜松町一丁目29-6 浜松町セントラルビル9F	1,000 (1,000)	2.46 (2.46)
株式会社三菱東京UFJ銀行 (注2)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,000	2.46
FTI5号投資事業組合 (注2)	東京都千代田区一番町20-1	835	2.06
中村 多喜男 (注5)	東京都大田区	700 (700)	1.72 (1.72)
田川 浩隆 (注5)	東京都目黒区	575 (575)	1.42 (1.42)
大島 大五郎 (注5)	東京都港区	575 (575)	1.42 (1.42)
木村 健治 (注5)	東京都練馬区	450 (450)	1.11 (1.11)
山内 淳 (注5)	福岡県福岡市城南区	450 (450)	1.11 (1.11)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4-1	330	0.81
高柳 実仁	福岡県北九州市門司区	250	0.62
西村 誠治	長野県松本市	250	0.62
株式会社ニッシン	東京都新宿区西新宿一丁目6-1 新宿エルタワー25階	165	0.41
高木 和美 (注5)	福岡県福岡市東区	125 (125)	0.31 (0.31)
尾上 達矢 (注4)	東京都杉並区	100	0.25

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
櫻井 サチコ (注5)	神奈川県横須賀市	100 (100)	0.25 (0.25)
大田 須賀子 (注5)	東京都大田区	75 (75)	0.18 (0.18)
君和田 紋子 (注5)	埼玉県鳩ヶ谷市	75 (75)	0.18 (0.18)
菅野 文夫 (注5)	東京都足立区	75 (75)	0.18 (0.18)
三浦 美德 (注5)	埼玉県所沢市	75 (75)	0.18 (0.18)
清水 武 (注4)	千葉県市川市	75 (75)	0.18 (0.18)
安田 健一郎 (注5)	東京都小金井市	50 (50)	0.12 (0.12)
磯田 拓郎 (注4)	神奈川県横浜市青葉区	50 (50)	0.12 (0.12)
時 克幸 (注5)	東京都江戸川区	50 (50)	0.12 (0.12)
服部 友康 (注4)	東京都中野区	50	0.12
松坂 萬丈	東京都世田谷区	50	0.12
大和 啓介 (注5)	東京都江東区	50 (50)	0.12 (0.12)
杉本 ゆきな (注5)	東京都品川区	50 (50)	0.12 (0.12)
大村 洋之 (注5)	東京都品川区	40 (40)	0.10 (0.10)
川瀬 一 (注5)	神奈川県鎌倉市	30 (30)	0.07 (0.07)
園田 耕一郎 (注5)	神奈川県横浜市瀬谷区	25 (25)	0.06 (0.06)
磯部 洋一 (注5)	東京都品川区	20 (20)	0.05 (0.05)
小野 進 (注5)	神奈川県横浜市港南区	20 (20)	0.05 (0.05)
村上 肇 (注5)	東京都世田谷区	20 (20)	0.05 (0.05)
吉田 敏弘 (注5)	東京都江東区	20 (20)	0.05 (0.05)
中村 俊雄 (注5)	千葉県野田市	20 (20)	0.05 (0.05)
田辺 奈緒子 (注5)	神奈川県横浜市港北区	15 (15)	0.04 (0.04)
中條 陽子 (注5)	東京都葛飾区	15 (15)	0.04 (0.04)
野瀬 貴世 (注5)	千葉県浦安市	15 (15)	0.04 (0.04)
吉川 由実 (注5)	神奈川県横浜市鶴見区	15 (15)	0.04 (0.04)
新開 かおる (注5)	福岡県嘉穂郡桂川町	15 (15)	0.04 (0.04)
大月 真美 (注5)	福岡県筑紫野市	15 (15)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
野口 亜樹 (注5)	福岡県福岡市南区	15 (15)	0.04 (0.04)
野瀬 裕子 (注5)	福岡県久留米市	15 (15)	0.04 (0.04)
竹内 美穂 (注5)	東京都品川区	15 (15)	0.04 (0.04)
立山 智康 (注5)	神奈川県横浜市鶴見区	15 (15)	0.04 (0.04)
平田 宗生 (注5)	東京都中野区	15 (15)	0.04 (0.04)
白川 大輔 (注5)	埼玉県上尾市	15 (15)	0.04 (0.04)
鈴木 三徳 (注5)	東京都大田区	15 (15)	0.04 (0.04)
瀧口 将司 (注5)	千葉県船橋市	15 (15)	0.04 (0.04)
その他42名		240 (240)	0.59 (0.59)
計	-	40,625 (12,445)	100.00 (30.63)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 特別利害関係者等(当社監査役)
5. 当社従業員
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
7. ()内は、成功報酬型ワラント債として発行した新株引受権付社債から分離した成功報酬型ワラント、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)、並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に伴う潜在株式数及びその割合であり、内数で表示しております。また、ストックオプションの付与対象者である当社役員従業員から当社との雇用関係が確定的に終了した従業員を除外した、残余の者を記載しております。今後においても、退職等の権利喪失事由に基づき、潜在株式数などが変動することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月28日

株式会社インフォーマット
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印
関与社員

代表社員 公認会計士 吉村 孝郎 印
関与社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォーマットの平成16年1月1日から平成16年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォーマットの平成16年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月28日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉村 孝郎 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォマートの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマートの平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。



<http://www.infomart.co.jp/>